

公益社団法人 日本柔道整復師会・機関誌

Feel!Go!

日整広報

VOL.260

春号

2022/4

公益社団法人 日本柔道整復師会
www.shadan-nissei.or.jp

日整貸与超音波観察装置(sv7)の会員への貸出について

日整は、「匠の技 伝承」プロジェクト10年計画の中で、日整会員施術所への超音波観察装置導入を推奨しています。

これから超音波観察装置を導入しようとする会員、新型機種を検討されている会員に対して、標記超音波観察装置の貸出を始めました。

希望に応じて機器取扱い説明等のサポートも致します。

貸出を希望される会員は、所属の各都道府県柔道整復師会にお問い合わせください。



会員限定メール配信ツール 日整ニュースレター

今、日整が伝えたい内容を配信します。

会員の皆様にリアルタイムでダイレクトに情報を発信しています。

(新型コロナ対応)会員支援事業の追加支援策も随時配信しております。

右記の登録サイトからメールアドレスを登録して下さい。

QRコードからも簡単に登録できます。



<https://www.shadan-nissei.or.jp/Newsletter/Reg/> 検索



日整のホームページ

ホームページは
こちら👉👉👉

<https://www.shadan-nissei.or.jp/>



- 2 | 就任挨拶 日本柔道整復師会会長 松岡保
- 4 | 全国会長会報告
- 8 | 臨時総会・臨時理事会報告
- 9 | 合同部会報告
- 14 | REPORT1 柔道整復療養費検討専門委員会報告
- 16 | REPORT2 2020年調査報告 柔道整復療養費と施術料金の実態
- 18 | REPORT3 2021年度優等卒業生を表彰
- 19 | 連載第8回 柔道に学ぶ道
- 20 | 特集 大日本柔道整復師会 初代会長 市川斂先生
- 24 | 「匠の技 伝承」プロジェクト指導者養成講習会 第4回講座を開催(web)
- 28 | シリーズ連載 エコー観察装置講座(初級編5) 超音波で運動器をみる
- 36 | 日整学術大会 開催報告
- 37 | 令和4年度日整主催学術大会一覧
令和4年度周年記念式典開催日
第30回柔道整復師国家試験の合格発表について
- 38 | 理事会だより
- 40 | 編集後記



Feel!Go!の最新号およびバックナンバーは
日整ホームページでもご覧いただけます。

●日整ホームページ <https://www.shadan-nissei.or.jp/>

公益社団法人日本柔道整復師会

会長 松岡 保



はじめに

この度、第十九代会長に選定されました松岡保でございます。

去る3月13日(日)に開催されました臨時総会で工藤鉄男会長の解職、理事解任と定款変更議案が可決されました。この問題につきまして今日まで会員各位には大変な混乱とご心配、ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳なく思っております。衷心よりお詫び申し上げます。

この度は緊急事態であり、第1号議案可決に伴い定款変更案を行わなければならないということもあり、今年6月に開催予定の通常総会までの暫定措置ではありますが、通常とは違う理事者の互選による選任方法により、臨時総会後に開催されました臨時理事会におきまして会長を拝命したものであります。日本柔道整復師会会長という立場は全柔道整復師のトップに立つという意味でもあると考えており、まさにその重責に身の引き締まる思いであります。つきましては、身命を賭して柔整業界がおかれている難局に当たり、業界発展のために尽力して参りたいと決意を新たにしているところでございます。会員各位にはさらに叱咤激励をいただき、光り輝く未来を目指してこの業界をリードして参る決意でございますので、引き続きご指導の程よろしくお願い申し上げます。

また、私の会長就任に伴い、副会長の職に長尾淳彦学術教育部長(国際部長兼任)が同じく臨時理事会において選任されました。現任の三橋裕之副会長とともに、この新体制をもって新生日本柔道整復師会として船出をして参ります。皆様には生まれ変わる日整をしっかりと見守っていただければ幸甚に存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

改革の志

さて、喫緊の課題として多くの機構改革、業界改革が必要です。

平成23年度以降取扱い療養費は減少の一途を辿っております。この10年間で1000億円程度減少しているのではないかと予測しております。この減少傾向に歯止めをかけ、上昇基調に持っていかなければなりません。そのために今日まで、コアな問題の外堀を埋めるように様々な改革を行って参りました。工藤鉄男前会長が実現させた「公的審査会の権限強化」、「実務研修3年義務化」と「施術管理者制度の確立」、カリキュラム改正の「教育改革」はその効果を見せ始め、柔道整復師の質の向上に繋がっています。この流れを踏襲し、いよいよ本丸に迫っていかなければならない時が到来しており、そのために今年度立ち上げました【日整イノベーション本部】を中心に改革改善を図って参ります。イノベーション本部では、DX(デジタルトランスフォーメーション)を活用し、各都道府県にデジタル化を行き渡らせ、業界の発展とサステナブルな成長を繋げる施策の実行を最終的な目標として掲げています。そのために、先ず茨城県、東京都、京都府、福岡県の4都府県のデータを一元化するテストをモデルケースとして行っており、第1ステップとして、統一された規格の基にシステムの構築、ソフトの開発などを策定する上での問題点や課題を抽出していくことを実施するものであります。これにより、業界の機構システムが抜本的に改善されるものと考えており、将来的な療養費の電子請求化に向けて動き出しているところです。今後も

様々な困難な場面が待ち受けていると思いますが、日整一丸となって目標達成のため邁進していきます。

コロナを克服して前進

2年あまりにわたって続いているコロナ禍の中、会員の皆様には大変なご苦勞をされていることだと思います。療養費の取扱いが大きく減少している中、さらに患者の来院が減少し、休院や廃業を余儀なくされる先生方も多いことも把握しております。まさに死活問題となっています。感染対策を講じながら患者の理解を得ていることと思いますが、それでも日々の施術の手を休めるわけには参りません。我々の施術を求めて来院する患者の期待に応えられるように頑張らなければなりません。

しかしながら、蔓延防止等重点措置も3月21日までに全ての都道府県で解除され、ようやく光が見え始めました。苦しい2年間であり、決してコロナ前の状態には戻ることには出来ないと思われていますが、この2年間で学んだ様々なツールを活用し、新たな生活様式で日常を取戻していこうではありませんか。

私たちに必要なもの

私たちの基本である学術ですが、現在進行形としてオンライン形式での『匠の技 伝承』プロジェクトを強力に推進しています。すでに1年間の予定行事を終え、指導者の養成も順調に進んでおります。このプロジェクトは単なるイベントではなく、10年をかけた一大事業です。柔道整復師の本分である骨折、脱臼の整復、固定を誰でも、いつでも、どこでも、統一した技術と知識で患者様に提供することが出来るというまさに柔道整復の原点回帰の生き残りをかけた事業です。このプロジェクトで講習を受けた指導者は各都道府県においてその技術を会員へ伝授し、より多くの会員の皆様が全国一律に平準化された技術を持ち、患者に施術することが出来ます。

加えて、超音波観察装置(エコー)の観察方法も講義に含まれており、私たちが持つことの出来る観察手段を手に入れようと努力しているところです。ぜひ多くの皆様にエコーの学習と導入を図っていただきたいと切に願っています。

さらにオンラインデジタル推進室ではオンライン資格確認について、また、個人契約サポートセンターでは個人契約の柔道整復師の皆様への支援やこれから開業しようとする柔道整復師の皆様のサポートをしたいと考えており、業界情報、新規開業、保険請求等、心配や不安がある方々の相談窓口としてホームページ上にリンクを設けています。

生活に直結する問題解決に向けて

一方、柔道整復療養費検討専門委員会では日整の委員を中心に議論が交わされており、今年に入ってから、毎月専門委員会が開かれています。今テーマに上がっているのは、「明細書の義務化について」「患者ごとに償還払いに変更できる事例について」「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組みについて」です。3月24日にも第21回の専門委員会が開催され、これらの問題が解決に向けて前進するものと思います。

さらに今年は料金改定の年でもあります。冒頭申し上げたように療養費の大幅な減少傾向をいかに食い止め、反転させていくかが大きな課題です。慣例的に医科の2分の1になっている改定率を何とか業界の発展に繋がるような改定率、金額を獲得しなければならないと考えています。

業界発展のため力を一つに

こうした多くの問題、課題を抱えながらのスタートではありますが、業界発展のため新執行部一同粉骨砕身努力して参ります。会員各位には引き続き日本柔道整復師会の発展のためご支援、ご協力の程お願い申し上げます。会長就任の決意表明とさせていただきます。



ツール導入や柔道大会のライブ配信など 新たな取り組みの報告が相次ぐ

公益社団法人日本柔道整復師会(以下、日整)は3月27日午後1時より、日本柔整会館で全国会長会を開催した。

厚生労働省保険局医療課 保険医療企画調査室長の高宮裕介氏と、日整顧問税理士の徳重寛之氏による講演の後、保険部長の「柔道整復療養費及び施術料金の取扱実態調査報告」、および各部報告を行った。

特別講演概要

柔道整復療養費に係る課題と方向性について



厚生労働省保険局医療課保険医療企画調査室長 高宮裕介氏

患者ごとの償還払いへの変更について

厚生労働省社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会(専門委員会)ではこ

れまで、「患者ごとの償還払いへの変更」、「明細書の義務化」、「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」についての議論を行ってきました。

このうち、「患者ごとの償還払いへの変更」は先日通知を発出したところです。施術の必要性を個々に確認する必要がある患者に限って、一定の基準で対象患者を限定しています。保険者が行うべき手続きも国で細かく定めた上で、保険者が患者ごとに償還払いに変更できるようにしています。

議論となったのは、患者照会を適切な時期に分かりやすい内容で繰り返し行っても回答しない患者への対応です。こうした患者の償還払いへの変更にあたり、保険者は償還払い注意喚起通知の送付、電話・面会による事実関係の確認、償還払い変更通知の送付だけでなく電話・面会による説明を行う、といったいねいな手続きを踏まなければならないこととしています。

明細書発行加算の創設を検討

柔道整復療養費の令和4年料金改定については、まだ議論の途中です。様々な項目がありますが、もっぱら「明細書発行加算の創設」に議論が集中しています。

事務局の案は、「施術内容の透明化・患者への情報提供・業界の健全な発展の観点から、明細書の交付を義務化した上で、明細書発行加算を創設してはどうか」という内容です。ただし財源の制約上、同月内で1回のみ算定としています。

また、明細書発行機能があるレセコン(療養費支給申請書の作成などを行うソフトウェア)を使う施術所は、患者から不要との申し出がない限り明細書は無償交付しなければならない、としています。レセコンを使わない施術所は、従来通り患者から発行を求められた場合に交付します。

発行は一部負担金の支払いを受けるごととしていますが、施術所の負担に配慮して、患者の求めに応じて1か月単位でまとめて交付するのも差し支えないこととしています。

療養費を確実に支払うための仕組み

「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」については1月から具体的な議論を始めました。6月に方向性を取りまとめるよう議論を進めたい考えです。

療養費請求・審査・支払い手続きの事務局案は、1) 施術管理者が審査支払機関に療養費をオンライン請求、2) 審査支払機関は柔整審査会で審査後、保険者に審査済み請求書を送付、3) 保険者が支給を決定した後、審査支払機関経由で施術管理者に療養費が支払われる、という流れです。

オンライン請求は令和8年度開始という工程での議論を始めています。しかし、新しい仕組みの導入に難色を示す意見もありますので、開始時期も含めて事務局で今後の議論の進め方を考えているところです。

これら3つの課題については、健康保険組合連合会が健保組合ごとの償還払いを容認する考えを示す中で議論が行われてきました。健保組合ごとの償還払いは影響が大きすぎるので押しとどめたいと考えていますが、今後どうなるかは不透明です。厳しい

状況での議論となりますが、引き続き皆さまと相談、調整させていただきつつ対応していきたいと考えております。

「税制改正」について



顧問税理士 徳重寛之氏

個人所得税見直しと納税環境整備

令和4年度の税制改正大綱は、昨秋の衆議院解散・総選挙のため議論の時間が限られたことなどから、小幅な改正にとどまっています。

個人所得税関連では、住宅ローン控除の限度額が借入金年末残高の1%から0.7%に引き下げられました。会計検査院の調査で、1%を下回る借入金で住宅ローンを借りる人が8割を占めたことから、逆ざやではないかと指摘を受けたためです。

上場株式等にかかる配当所得などの課税特例も見直されました。従来、配当所得は所得税と個人住民税とで異なる課税方式の選択が可能でしたが、これを所得税の方式に統一されることとなりました。課税方式が異なる場合、課税対象となる所得が増えてしまい、個人住民税や国民健康保険料などの納付金額が多くなるケースがあるためです。

納税環境整備としては、財産債務調書の提出要件として、新たに保有財産10億円以上の居住者を追加。帳簿の提出がない場合などにおける過少申告加算税等の加重措置も整備しました。

なお、相続税と贈与税の一体化は見送られましたが、大綱に「相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直す」などと記されており、今後も検討される見込みです。

消費税のインボイス制度導入

令和5年10月1日からは、新たにインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されます。インボイスとは、商品やサービスの消費税率や税額を正確に記した書類のことです。請求書の他、納品書や領収書、レシートも含まれます。

消費税の納税額は、販売時に受け取った消費税から、仕入れ時に支払った消費税を控除して決まりますが、制度開始後、控除できるのはインボイスに書かれた消費税だけです。ただ、インボイスではない請求書に記載の消費税でも2023年10月から3年間は80%、2026年10月から3年間は50%を控除できる、という経過措置があります。

インボイスを発行するには、納税地の税務署長に申請書を提出し、登録される必要があります。登録は、令和3年10月1日から始まっています。

消費税の免税事業者がインボイスを発行するには、課税事業者への転換が必要です。大綱には、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までに登録を受ければ、登録日の当日から発行事業者となれることが盛り込まれました。

電子帳簿保存制度

電子帳簿保存制度は、税法において原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類を、一定の要件で電磁的記録による保存を可能にすることと、電子的に授受した取引情報の保存義務などを定める制度です。

電磁的記録による保存は、1) 電子帳簿などによる保存、2) スキャナー保存、3) 電子取引の3区分に分けられます。このうち、1)と2)は強制ではありませんが、3)についてはすべての事業者に応用されます。

3)の例としては、電子メールで取引情報を授受する取引引き、インターネット上のサイトを通じて取引情報を授受する取引引きなどがあります。たとえば、請求書などのPDFファイルのやり取りも該当しますので、注意が必要です。

なお、この制度の導入時期は令和4年1月1日の予定でしたが、令和6年1月1日に延期されました。中小企業など、制度への早急な対応が困難な事業者に

配慮してのものです。

各部報告

総務部

地震時に安否確認メールを発信

令和4年度は、認定機能訓練指導員実務研修会のベーシックコースを7月30日、31日に、アドバンスコースを8月20日、21日、9月18日、19日に開催する予定。11月6日のシンポジウムでは、フレイルの第一人者である東京大学の飯島勝矢教授を基調講演の講師に招いて開催を予定する。

3月16日の福島県沖を震源とする地震発生時には、福島・宮城両県の担当者など25名に安否確認メールを送信。うち23名から無事を知らせる回答があり、安否確認メールが実際に機能することが証明された。

（副会長 三橋裕之）

政策部

療養費データ一元化に着手

令和3年7月28日の理事会で、イノベーション本部の設置が承認された。同本部は、業務全体を俯瞰してスピード感のある施策の推進や業務の効率化・省力化、日整の全国ネットワークのスケールメリットを最大限生かしたシステムの体系化・一元化をめざす組織。令和3年度は、電子請求を見据えた療養費データの一元化プロジェクトに着手。接骨院、都道府県社団と日整のホストコンピュータをネットワークでつないで、療養費データを送受信できる仕組みを作るもので、第1ステージとして東京都・茨城県・京都府・福岡県の4都府県でテストを実施。令和4年度は、テストを行う都道府県を4から10程度に広げる予定。

（会長 松岡保）

財務部

令和4年度予算案を編成

2月22日の理事会で、令和4年度予算案が承認された。事業活動収入は、既存会員の減少を見越して会費収入を1万5000人分とした他、特定資産運用収

入等を実態に合わせて修正した結果、前年比約600万円減の3億1180万円となった。

事業活動支出は、日整学術大会を11地区開催に戻したこと、新たにイノベーション本部の予算を計上したことなどから3億6471万9000円とし、事業活動収支差額はマイナス5291万9000円となった。もっとも、コロナ禍によって実際に事業を行えるのかどうかは不透明なため、執行状況を注視しながら事業活動を実施していきたい。

(財務部長 石原誠)

保険部

専門委員会での議論に参画

専門委員会で行われてきた議論の概要を説明する。このうち「明細書の義務化」については、日整側の委員として「患者のための明細書発行はやぶさかではないが、義務化で生じる新たな負担を補う財政的な裏付けが必要」と主張。これを受け、療養費改定と合わせて議論することとなった。

「不適切な患者の償還払い」の検討では、厚労省が1月31日の会合で対象患者の5類型を提示した。これらのうち「その他施術が療養上必要な範囲及び限度を超えている可能性のある患者」に対し、「患者の症状や経過は様々であり、一律の基準を設定するのは不適切」などと指摘。こうした議論を踏まえ、上記類型は償還払いの対象から外されることとなった。

「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」は、6月をめどに方向性を取りまとめられる予定。日整としては、この仕組みの検討を前進させることが最大のミッションと考えており、今後も厚労省に協力する方針。

(保険部長 伊藤宣人)

学術教育部・国際部

指導者養成講習会は対面開催も

令和4年3月6日に柔道整復師国家試験が行われ、同25日に合格者が発表された。受験者4359名中、合格は2740名、合格率は62.9%だった。一時は約6000名が合格した年もあったが、徐々に受給バランスが整ってきたように思われる。

令和4年度の「匠の技 伝承」プロジェクト指導者養成講習会は第1回の5月15日、第2回の9月4日とも対面講習を予定する。講習テーマは橈骨遠位端骨折と肩甲上腕関節脱臼。第3回の11月6日(鎖骨・肋骨骨折)、第4回の令和5年2月19日(肘関節後方脱臼)はオンライン講習を予定する。この他、2022年度日整学術大会は11地区開催に戻す予定。

(副会長 長尾淳彦)

事業部

柔道大会全試合をライブ配信

令和3年11月21日、講道館で日整全国少年柔道大会と日整全国少年柔道形競技会を3年ぶりに開催した。新型コロナの感染対策のため、無観客開催とした一方、全試合をYouTubeでライブ配信した結果、保護者の方々を含め約3万6000人が視聴した。会場では感染予防の徹底により、幸いにも参加者や関係者から感染者が出なかった。

令和4年度は11月20日、講道館で日整全国少年柔道大会と日整全国少年柔道形競技会、全国柔道整復師高段者大会の開催を予定。なお、日整全国柔道大会はアンケート調査の結果、開催を見送り、令和5年度以降に改めて開催を検討する。

(事業部長 竹藤敏夫)

広報部

効率化のため新ツールを導入

事業効率化とスピード化を図るため、クラウド型ビジネスチャットツールの「LINE WORKS」と、クラウドストレージの「MEGA」を導入した。前者は用件連絡に用いており、誰が確認したかをすぐに把握できるというメリットがある。後者は各種原稿などの情報共有に活用。メールよりも迅速かつ効率的に作業を進められる。

月刊誌「NHKラジオ深夜便」では、4月号から新連載「柔道整復師から学ぶ 百歳時代の健康からだ作り」がスタート。この他、一般向け広報誌の創刊も検討している。

(広報部長 山崎邦生)

新会長に松岡副会長を選定

工藤会長の解職と理事の解任を決定

現任の三橋副会長は続投。長尾学術教育部長を副会長に選定



三橋副会長



松岡会長



長尾副会長

日整は臨時総会を3月13日(日)、午後1時から日本柔整会館において開催し、工藤鉄男会長の解職と理事の解任を決定した。このことにより臨時総会終了後、直ちに臨時理事会を開き、理事会の互選により後任の代表理事である会長に松岡保副会長を選定。副会長には、新しく長尾淳彦学術教育部長を選定した。現任の三橋裕之副会長とともに役員一丸となって業界改革と発展を目指して取り組むこととなった。

議長に福井県の宮下治由代議員、副議長には山梨県の大室正美代議員が選任され、議事進行を務めた。総会は定款第17条に基づき、代議員総数97名の過半数、49名以上の出席をもって成立する。岡田安正事務局長からの報告で、来館の代議員は80名、代理人選任届によるものが3名、議決権行使書によるものが14名により、議長は臨時総会が有効に成立することを宣した。

議事録署名人には、新潟県の金子益美代議員と鹿児島県の橋口均代議員が議長から指名され、議事に入った。議長は、第1号議案「工藤鉄男会長の解職及び理事の解任について」を、日整顧問弁護士の同席のもと議場に諮り、三橋副会長が臨時総会開催に至るまでの経緯を説明し、事前質問にも回答した。

これによると、日整会長の職務上と関係ないが、公的な場所で騒動を起こしたため、日整理事会(以下、

理事会)は、その現場にいた3名の現認者に証言してもらい出来事を把握。この事態を重く受け止めた理事会は、日整会長としての適性を欠くと判断せざるを得なく、解職及び解任案を理事会が必要と認め、臨時総会を開催し上程に至ったものである。

代議員から手があがり、これまでの実績と功績から業界の将来を展望すれば、任期満了まで続投してもらいたい、という意見があった。しかし投票の結果、議決権行使によるものを含め80名の賛成により提案どおり可決した。反対票は16で白票が1であった。

第1号議案の可決により、議長は第2号議案「定款の一部を改正する定款(案)」を諮り、投票の結果、議決権行使によるものを含め91名の賛成により可決した。

第2号議案「定款の一部を改正する定款(案)」の内容は下記を参照。

第2号議案「定款の一部を改正する定款(案)」

公益社団法人日本柔道整復師会定款(以下、「定款」という。)の附則の5を削除し、新たに「5」として、次の項を加える。

- 5 令和3年度(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)の年度の途中において、会長の辞任又は定款第23条の総会の決議により会長が不在となった場合は、定款第22条の規定に拘わらず、会長又は副会長(定員が欠けた場合に限り)は、理事会の互選によって選任することができる。ただし、その任期は、令和4年度の通常総会の終結の時までとする。

- ② 令和4年度の通常総会の際に選任される会長又は副会長の任期は、令和5年度の通常総会の終結の時までとする。

附則

この定款は、令和4年3月13日から施行する。

各部の新たな取り組みなどを報告

新型コロナの蔓延防止等重点措置が講じられている3月6日(日)、日整はオンラインによる合同部会を開催し、理事、監事、部員、委員、特別諮問委員、合わせて74名が参加。正副会長と各部長は日本柔整会館から対応した。

各部報告は、最初に三橋裕之副会長兼総務部長が2月22日の理事会で承認された令和4年度の事業計画について報告。また、災害時の会員安否と情報提供の在り方を踏まえた日整安否確認メールのシステムについて説明。その訓練を3月25日に都道府県の会長、総務部長、支部長を対象として実施する予定であると語った。

松岡保副会長兼政策部長は、日整の「イノベーション本部」について説明。これはネットワーク通信の仕組みを活用し、日整と47都道府県柔道整復師会との事務処理等の一元化を目指すものであり、電子請求を見据えた療養費請求データの一元化に向け、プロジェクトチームが取り組んでいることを報告した。

石原誠財務部長は、2月22日の理事会で令和4年度予算案が承認されたことを報告。このほか会員支援と会費減額についての事前質問に対し、コロナ禍の影響による会員の経営難を考慮し、事業の見直しや会費規程の改正等を含め、前向きに検討していきたいと述べた。

伊藤宣人保険部長は、保険部の所管事項等を報告。また、重点項目として「復委任、請求代行業の廃止について」「令和4年度の料金改定の対応について」「医科との併給問題について」「外部委託調査会社の対策について」「各都道府県の保険取扱い問題について」「電子請求について」「マイナンバーによるオンライン資格システムの対応について」の7つを挙げた。特に「医科との併給問題について」は、日整の保険アドバイザー顧問弁護士を招聘して対策を協議していると述べた。

長尾淳彦学術教育部長兼国際部長は、令和元年度から11地区を二つに分けて隔年開催していた日整主催の学術大会を、令和4年度から通常に戻し、11地区で順次開催していくことを報告。発表内容としては、地区別に研究テーマを決め、エビデンスとなるデータを蓄積して制度改革や料金改定の資料となるよう

充実を図り、職能団体としての学術大会を構築していきたいと語った。「匠の技 伝承」プロジェクトの令和4年度の講習会については、対面とリモートのハイブリッド方式で開催することを報告した。国際部として柔道整復術の海外普及については、世界的に流行したコロナ感染症により、ベトナム国との対面での交流は中断を余儀なくされているとした。

竹藤敏夫事業部長は、昨秋の柔道大会が徹底した感染症防止対策を講じて無事に終了できたことを報告。令和4年度については、「日整全国少年柔道大会」「日整全国少年柔道形競技会」「全国柔道整復師高段者大会」の3大会を11月20日(日)に講道館で開催する予定であるが、会員の大会については47都道府県にアンケートをとった結果を重視し、令和4年度については見送り、令和5年度以降は改めて検討していくと述べた。

山崎邦生広報部長は、新たな広報の在り方について報告。日整広報誌については、企画、原稿作成、校正等の編集工程をクラウドストレージでファイルを共有することで効率化と経費節減に努めている。一般を対象とした冊子作成も検討中。これは柔道整復師という職業が医療の一端を担っているという中身。月刊誌「ラジオ深夜便」については、4月号より「コツコツ健康術」から装い新たに「百歳時代の健康からだ作り」と題して長尾部長が連載で執筆する。患者さんの目のつくところに置いて健康づくりに役立てていただきたいなど、斬新なアクションを起こしていく姿勢を示した。

特別講演では、日本医師会常任理事の釜范敏先生を日整に迎え、「新型コロナウイルス感染症の直近の状況について」のテーマで講演していただき、オンラインで聞いていただいた。その要旨を10～13ページに掲載した。





新型コロナ対策のポイントは「マスク着用」と「換気」

公益社団法人日本医師会 常任理事 **釜范 敏氏**

3月6日に日本柔整会館で開かれた合同部会で、公益社団法人日本医師会 常任理事の釜范敏氏を講師にお招きして特別講演「新型コロナウイルス感染症の直近の状況について」を行った。オミクロン株の特徴や罹患後症状、追加接種の現状など最新動向の解説も含め、1時間超に及んだ中身の濃い講演の中身をダイジェストで紹介する。

新型コロナの発生状況

まず、新型コロナウイルスの特徴についてご説明します。主な感染経路は感染者からのせきやくしゃみ、会話などの際に排出される飛沫による感染です。接触感染も注意が必要ですが、2年間の経験を踏まえてあえて少し大胆に申しますと、感染リスクはそれほど大きくはないと思います。

主な症状としては、発熱、呼吸器症状、だるさ、頭痛、味覚や嗅覚の障害などがありますが、ウイルスのタイプによって現れる症状が少し違います。重症化しやすいリスク因子は、65歳以上の高齢者、BMIが30以上の肥満、喫煙者、2型糖尿病、高血圧、脂質異常、妊娠後期の方などです。

重症度は、「重症」「中等症」「軽症」に分類されます。昨年の第5波では、人工呼吸器や体外式膜型人工肺の「ECMO」が必要な重症者の数が非常に増えました。中等症はさらに、酸素投与が不要な中等症Iと、酸素投与が必要な中等症IIに分かれます。それらよりも症状が軽いのが軽症です。

治療薬はすでにいろいろ開発されております。現状で使える内服薬は2種類ありますが、高血圧の薬など他の薬と併用しにくいなどの問題があって、使いにくい場合もあります。今、話題になっている塩野義製薬が開発中の内服薬は、そうした制限が少なくなると見られていて、効果が十分期待できるならば今後大きな武器になると思います。塩野義製薬についてはワクチンも一生懸命開発しており、非常

に期待しています。

全国の新規感染者数は2月初めにピークを迎えたと考えられますが、その後の減少速度は鈍化しています。10歳未満の子どもの集団感染と、高齢者への感染が広がっている点については大変注意しなければならない状況です。死亡される方の数がなかなか減りませんが、これは新型コロナウイルス感染症自体の重症化というよりも、むしろ元々の持病が悪化した事例が多いのが特徴です。

日本柔道整復師会、それから日本柔道整復接骨医学会がお作りになられた感染防護のためのガイドラインを拝見しましたが、大変優れた内容になっております。このガイドラインに則って施術をしていただければ感染拡大を大幅に防げますし、現に施術所で感染が広がったという事例を私は知りません。現状において、先生方の感染対策はとてうまくいっておられるように感じております。

オミクロン株の特徴

変異株については、これまでもガンマ株、デルタ株などが登場しました。昨年11月末、WHOは新たにオミクロン株を懸念される変異株として指定しました。感染後に別の人へうつすまでの「世代時間」が約2日と、デルタ株の約5日より短く、ウイルスを体に取り込んでから症状が出るまでの「潜伏期」も短いため、感染拡大が非常に早いのが特徴です。

オミクロン株は、さらにBA.1系統、BA.2系統、BA.3系統に分類されており、現在はBA.1が世界的な主流です。ところが、最近では感染力がBA.1よりも2割ほど強いBA.2がデンマークなどで増えつつあり、今後注視が必要です。

なおBA.2は、「ステルスオミクロン」とも呼ばれます。欧州などで検査しても十分確認できない、ということからそう呼ばれているのですが、わが国ではBA.2も検査可能な方法を採用しているということはぜひ申し上げておきたいと思います。

オミクロン株の拡大にともない、診療の現場では重症化

リスクの高い感染者への対応に力を集中する一方で、たとえば40歳未満、基礎疾患を持たない、ワクチンは2回接種済み、といった重症化リスクが低いと見られる方についてはあまり人手を掛けられなくなっています。このため、こうした方々は症状が改善するまで自ら自宅で経過を見るのが基本的な対応になるかと思います。

ただ、経過を見ている間に症状が悪化することもありますから、その場合に電話での連絡、あるいは医療機関への連絡、相談などがしっかり行える体制を確保することが不可欠です。

たとえ感染しなくても、先生方が濃厚接触者と判断された場合にどう対応すべきかは常に問題になると思います。濃厚接触者の待機期間は原則7日間です。感染者と接触した日を0日として、その後7日間経過を見ていただきますので、元の仕事に戻るのは8日目ということになります。もっとも、国はまだ方針を変えていませんが、今後はこうした濃厚接触者への対応をあまり厳密には行えなくなるのではないかと予想しています。

オミクロン株の拡大を受けて、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定されましたので、少しふれておきます。

学校等では従来、感染者が1人出れば地域全体の学校を臨時休業にするケースもありましたが、それではあまりにも子どもたちの発育に必要な学校生活を制限しすぎる、ということで、臨時休業は極力限定的に行うということになっています。

保育所については一時、2歳を過ぎたらマスク着用という案も出ましたが、結局「マスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲で一時的にマスク着用を推奨する」という現実的な方針に落ち着きました。2歳未満の小児については、窒息などのリスクが高いので着用を推奨しない、という内容も盛り込まれました。

それから高齢者施設については、入所される方と従事される方のワクチン追加接種を速やかに実施することが記されました。

軽視できない罹患後症状

それからぜひ申し上げたいのは、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状、いわゆる遷延症状あるいは後遺症が長引くケースがあって、決して軽視できないということです。

代表的な罹患後症状は、「全身症状」、「呼吸器症状」、「精神・神経症状」です。「全身症状」は、倦怠感や関節痛、筋肉痛が挙げられます。「呼吸器症状」は、せきやのどの痛みの他、息ぎれや胸痛といった症状が出てくる場合もあります。

一番問題になるのは「精神・神経症状」です。記憶障害や集中力の低下、不眠、頭痛などに見舞われるのは非常につらいものです。その他の症状の中では、嗅覚障害が罹患後も症状として残りやすいとされています。味覚障害もご本人の訴えとしては結構あるのですが、調べてみると、味覚については改善しているものの、風味が分からなくなって嗅覚と一緒に味覚も感じられない、と訴えるケースがあるようです。

これらの罹患後症状は、軽症や無症状であっても発症する可能性があります。罹患から3か月が過ぎてもなかなか改善しない、というケースが多いようです。まだ例数は多くないのですが、新型コロナで入院歴がある患者の追跡調査では、診断から6か月後でも全体の10%以上に「疲労感・倦怠感」、「息苦しさ」、「睡眠障害」、「思考力・集中力低下」といった症状がみられたという報告もあります。これは無視できない数だと思います。

罹患後症状の患者に対して、都道府県医師会ではいろいろと支援に取り組んでいますが、患者が症状のつらさを訴えても、医師が診察や検査で異常が見つけられなければ、なかなかうまく対応できない場合もあります。大事なことは、すべての医療従事者が患者の訴えをしっかりと聞き、どうやって患者に寄り添えるかを考えることです。

先生方も、日ごろの施術でそういった相談を受けられることがあると思います。コロナとどれくらい関係あるかを証明す

るのは難しいですが、ご本人の不都合が残っている以上は何らかの対応をしていただければと思っています。

ワクチン追加接種の必要性

国立感染症研究所が調べたところ、ワクチンの有効率は2回目の接種後から4～6か月経過すると49%まで低下しましたが、3回目の接種後は81%にまで上昇したそうです。発症予防効果を高める可能性が十分期待できますので、3回目の接種は今後もぜひ進めていかなければならないと思います。罹患後症状のことも考えると、免疫をしっかり付ける必要があるということもぜひ申し上げたいと思います。

この講演会の前に、工藤鉄男会長から「新型コロナワクチンは今後何回も接種することになるのでしょうか」というご質問をいただきました。今はまだはっきりお答えするだけのデータがございませんが、ワクチンはそんなに何回も打てないだろうなと思いますし、インフルエンザワクチンと同じように年1回接種すれば対応できるような方向に持っていかなければならない、と私は今、願いを込めつつそうに考えております。

現在、日本で薬事承認されているのはファイザー社製、武田/モデルナ社製、アストラゼネカ社製のワクチンです。このうちファイザー社製と武田/モデルナ社製はメッセンジャー RNAタイプ、アストラゼネカ社製はウイルスベクタータイプです。

3回目の接種には、ファイザー社製と武田/モデルナ社製ワクチンが使われていますが、両社のワクチンは効果の持続時間が短いという面もあるので、今後は違うタイプのワクチンが必要になるのではないかと考えています。

なお、10、20代男性については、ワクチン接種後に心筋炎を発症する可能性があるかと懸念されていますが、実際には新型コロナの感染によって心筋炎を発症する率の方がはるかに高い傾向にあります。

3回目接種の回数は徐々に増えつつありますが、今日時点でそのペースはまだゆっくりです。3回目接種においては、

接種後の発熱や注射した場所の痛みといった副反応への懸念と、交接種への不安などから、武田/モデルナ社製よりもファイザー社製を希望される方が多い傾向にあります。1回目、2回目の接種におけるワクチン供給量は8割がファイザー社製、2割が武田/モデルナ社製でしたが、3回目接種については武田/モデルナ社製の供給量が多いため、ファイザー社製を希望してもなかなか接種の順番が回ってきません。このことが、3回目接種の進捗が遅い理由の一つと考えられます。

しかし、接種後28日目の抗スパイクたんぱく質抗体価を見ると、3回ともファイザー社製だった人よりも、1、2回目はファイザー社製で3回目は武田/モデルナ社製を接種した人の方が少し高い倍率で増えていた、というデータもありますので、武田/モデルナ社製も決して敬遠せずに接種していただきたいと思います。

この他、5～11歳の小児に対するワクチン接種について、「この年齢層は元々罹患しても症状があまり重くないから接種は必要ない」、「まだ実績が十分あるとはいえないワクチンへの漠然とした不安がある」、という声もあります。一理あるのですが、現在は10歳未満の小児にも感染が広がっていて、罹患した場合は家族、場合によっては高齢者や基礎疾患のある方にうつしてしまうというリスクもあるので、5～11歳の小児への接種もぜひお勧めしたいと考えております。

今後の見通しと対策

今後、オミクロン株の系統がBA.1からBA.2に置き換わった場合は、新規感染者数が再拡大する可能性があります。新型コロナウイルスの変異は突然非連続的に起こりますので、今後どういう変異が起こるかはなかなか予測できません。

先生方に留意していただきたいのはマスクの着用と換気の徹底です。マスクについては、先生方と施術を受ける方の双方がご着用ください。

あと、これはなかなか言いにくいかもしれませんが、施術を受ける方の体調が悪そうな時は、「無理して施術を受けなくて、少し体調が良くなってからもう一度お越しください」とお声がけするよう心掛けてください。体調が悪いからといって感染しているとは限りませんが、やっぱり元気な時よりはリスクがあります。

今後は、どのくらいの間隔でどのワクチンを接種するのが一番効果的かが見えてくるだろうと思いますし、治療薬についても大きな改善が期待できます。新型コロナの感染拡大はオミクロン株で終わらずこの先何回かあるとは思いますが、確実に対応しやすくなりますので、先生方には明るい見通しをお持ちいただきたいと思います。



Profile プロフィール

公益社団法人日本医師会 常任理事 釜薙 敏氏

1978年日本医科大学医学部卒。専門は小児科学。1988年に地元群馬県で小児科医院を開業。高崎市医師会会長、群馬県医師会参与などを経て、2014年日本医師会常任理事に就任。2018年に藍綬褒章を受章。

2020年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の構成員に。新型インフルエンザ等対策有識者会議の構成員、新型コロナウイルス感染症対策分科会の委員も務める。

この他、厚生労働省 社会保障審議会 医療保険部会 柔道整復療養費検討専門委員会、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会の委員も務めている。

柔道整復療養費検討専門委員会報告

明細書の義務化、不適切な患者の償還払い、
施術管理者に療養費を適切に支払う仕組みの議論が本格化



1. 明細書の義務化

平成30年に提起され、4年間に亘り議論されてきたところです。令和4年1月31日開催の第19回専門委員会では、日整代表委員(以下、日整委員)から患者のために明細書をだすことについてはやぶさかではないが保険者が患者調査等に使用する権利があるかのような発言があり、それでは認められないと意見を述べています。また、保険者が患者調査等には明細書を使用しないと保険者が確約すれば検討の余地があることは発言しています。しかし、義務化による財政的裏付けが必要であると重ねて発言してきました。

料金改定の議論と合わせて議論することと整理され、3月24日の第21回専門委員会において、厚生労働省の考え方が示されましたが、月1回の明細書発行で料金がいくらなの分からない以上判断はできない。これまで主張してきたとおり相応に財政

的裏付けが必要であり、厚生労働省には誠意を見せて欲しいと発言しています。次回、引き続き検討することになりました。

2. 不適切な患者の償還払い

平成28年に協会健保の委員が意見として出したもので、これまで5年4

カ月の長きに亘り議論されてきました。

第19回の専門委員会に、厚生労働省から対象となる患者類型等の考え方が示されました。

① 自己施術、② 自家施術、③ 保険者等が適切な時期に分かりやすい照会内容で繰り返し照会を行っても回答しない患者、④ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者、⑤ その他施術が療養上必要な範囲及び限度を超えている可能性のある患者(多部位・長期・頻回施術)特に⑤については、日整委員から患者の症状・経過はさまざまであり、一律の期間や回数で償還払いへの変更は適切ではない、と発言しました。これらの意見を受け、2月24日の第20回専門委員会では厚生労働省案として⑤を除く4類型を対象とする案が提示されました。

議論では、日整委員からは、保険者側は賛成されているが、引き続き議論が必要との考えを示しまし

た。加えて、患者に着目しての取り組みとしているが、いつの間にか施術者側がターゲットになることを懸念していることを明確に発言したところです。

また、保険者が不適切な進め方で償還払いにした場合、厚生労働省は保険者を指導する仕組みを考えるべきと厚生労働省に強く求めました。

健保連委員から、「その他施術が療養上必要な範囲及び限度を超えている可能性がある患者を今回の類型に入れないということで『不適切な患者の償還払い』が骨抜きになってしまう」との発言がありました。

また、厚生労働省に対して、期限を切って議論するべきと回答を求めましたが、厚生労働省からは、「これまでも患者の症状、経過は様々だとの意見があるのでデータを分析しながら引き続き検討する」また、「期限を切ってという検討は難しい」と回答しています。今回も意見はまとまりませんでした。これまで検討の時間は十分にとったとの座長の判断から、厚生労働省(案)で進めていくということで、座長預かりとなり令和4年3月22日付けで局長通知が発出されました。

日整としては、「療養費を施術者に確実に支払うための仕組み」の検討を前進させることが最大のミッションと考えており、その点も考慮しつつ検討会の審議を進めているところです。健保連委員に制度が骨抜きになると発言させた⑤について引き続き検討とできたことは、一定の成果があったと考えています。

3.療養費を施術者に

確実に支払うための仕組み

令和2年2月28日開催の第16回専門委員会から議論してきましたが、令和4年1月31日開催の第19回の専門委員会で具体的な検討事項、検討スケジュール等が示され、第20回の専門委員会では検討スケジュールに沿って、目的と効果、療養費の請求・審査・支払手続について審議を行いました。

まず、国保連合会から審査・支払機関として、これを進めるに当たっては、システムの構築には一定

時間を要すること、47国保連合会の審査業務等についても標準化を図っていく必要があること、財政的に脆弱であるので財政面の支援も必要など多くの課題があるとの説明がありました。

日整委員からは、オンライン請求を確実に進めるためには、経過措置を設けず移行することが重要と認識していること。また、オンライン請求をスムーズに進めるためにも、健保連に対して健康保険組合が国保連合会等の審査会に審査等を委託するよう要請をしました。そのうえで、オンライン請求が実現するまでには、時間を要すると考えられ、それまでの間、現状をどうしていくか議論する必要がある。まず、取扱規程に沿って考えていくことが大事だと考えている旨発言しました。重ねて、昭和63年協定と契約とになった時点に立ち戻り整理していくことが大切であるとの意見を述べています。

日本医師会の釜沼委員から「オンライン請求については、長い時間をかけ今日至っている医科の経験を療養費について役立ててもらいたい」また、「施術所がオンライン化に向け準備しなければならないものについては、国がこの施策を進めて行くということであれば是非財政支援をお願いしたい」との施術者側をフォローする発言をいただきました。

また、3月24日の第21回専門委員会では令和8年度にオンライン請求開始予定の工程表が示されましたが、解決しなければならない課題が多くあり、示された工程では困難ではないか、との考えが施術者側、保険者側の委員から示されました。また、前回、日整委員が示したオンライン請求が開始されるまでの間、この課題の仕組みをどうするか検討しなくてはならないではないか、との意見も出されました。厚生労働省としては6月までに方向性を取りまとめ、7月からは施行に向けた議論をしたいとしており、より綿密な制度の検討を行いたいとしています。「療養費を施術者に確実に支払うための仕組み」の検討には、日本柔道整復師会としては厚生労働省に協力をしていくこととしています。

2020年調査報告

柔道整復療養費と施術料金の実態

2019年に会員が受領した柔道整復療養費および施術料金にまつわるアンケート調査集計が確定した。その結果を報告する。

2020年の日整会員の状況をみると年間給付総件数、年間給付総額ともに、それぞれ昨年の14,683,681件、104,353,846,992円に比べ、減少傾向となった(表1、2参照)。その背景にある要因としては近年同様、柔道整復師・施術所の増加に伴う競争激化や保険者の患者照会による受療抑制、他保険医療機関への患者の流出などが挙げられる。また表3で明らかのように、1件あたりの平均給付額もここ数年の落ち込みを見せている。さらに、会員数の数年にわたる漸減も大きな要因の一つであろう。

集計結果
の前提

- 2020年1月～12月の間に会員が受領した協会けんぽ、組合健保、国保、後期高齢及び共済組合の柔道整復療養費並びに労災保険の施術料金の給付について集計(患者の一部負担金を除く)
 - 国保は退職者医療を含む
 - 生活保護、自賠責保険及び実費による施術料金は含まない
 - 該当会員数は2020年12月末日の施術所開設者数
 - 「割合」欄は小数点第2位を四捨五入
- ※各表の比率計算は、端数整理の関係上、総計100%にならない場合や0%となる場合あり。

本調査にご協力いただきました都道府県柔道整復師会会長、会員各位ならびに事務局の皆様にご心より御礼申し上げます。

表1 ブロック(地区)別 年間給付件数とその保険者別比率

ブロック名	会員数	年間給付件数	協会けんぽ	組合健保	国保	後期高齢	共済組合	労災保険
北海道	788名	568,851件	39.0	8.7	24.8	19.4	7.8	0.2
東北	1,255名	1,101,959件	37.6	11.5	25.0	18.8	7.0	0.1
関東	3,043名	2,480,392件	29.6	17.7	26.7	20.3	5.4	0.3
東京	1,150名	948,601件	23.4	23.3	26.8	21.0	5.1	0.3
北信越	1,659名	1,359,505件	36.6	10.7	25.2	22.1	5.3	0.1
東海	1,448名	1,335,277件	32.9	15.6	25.3	21.1	4.9	0.2
近畿	1,273名	1,267,683件	32.7	12.0	27.5	21.9	5.8	0.1
大阪	1,478名	1,210,028件	33.3	12.8	26.9	22.7	4.3	0.1
中国	607名	569,576件	40.9	10.2	23.4	18.4	7.1	0.1
四国	394名	344,472件	40.2	5.9	26.6	19.6	7.7	0.1
九州	1,585名	1,754,121件	41.1	7.4	25.8	17.5	8.2	0.1
計	14,680名	12,940,465件	36.2%	11.6%	25.7%	19.8%	6.5%	0.1%

表2 ブロック(地区)別 年間給付額とその保険者比率

ブロック名	会員数	年間給付額	協会けんぽ	組合健保	国 保	後期高齢	共済組合	労災保険
北海道	788名	3,982,834,086円	34.3	6.7	25.7	26.1	6.0	1.1
東 北	1,255名	6,709,774,326円	31.4	9.1	26.1	27.2	5.3	0.8
関 東	3,043名	18,789,720,183円	24.7	13.4	27.6	28.3	4.0	1.9
東 京	1,150名	7,889,804,678円	20.0	17.7	27.4	29.3	4.1	1.5
北信越	1,659名	10,458,815,982円	30.8	8.1	26.8	29.8	4.0	0.6
東 海	1,448名	8,833,476,046円	27.5	12.2	26.1	29.6	3.8	0.8
近 畿	1,273名	8,761,221,925円	28.5	9.5	28.2	28.5	4.5	0.7
大 阪	1,478名	10,728,175,379円	28.5	9.1	27.2	31.9	3.1	0.2
中 国	607名	3,593,154,748円	36.3	8.1	25.1	24.6	5.6	0.3
四 国	394名	2,096,153,097円	35.2	4.6	28.0	26.0	6.0	0.3
九 州	1,585名	12,077,329,749円	36.4	6.0	26.7	23.9	6.7	0.3
計	14,680名	93,920,460,199円	31.1%	9.1%	26.8%	27.2%	5.0%	0.8%

表3 会員数および会員一人当たりの件数と給付金額の推移

	会員数	金 額	件 数	1件当たり平均給付額	1人当たり平均給付額	1人当たり平均給付件数
2017年	15,852名	118,850,963,135円	16,185,107件	7,343円	7,497,537円	1,021件
2018年	15,514名	109,260,282,457円	15,272,947件	7,154円	7,042,689円	984件
2019年	15,022名	104,353,846,992円	14,683,681件	7,107円	6,946,735円	977件
2020年	14,680名	93,920,460,199円	12,940,465件	7,258円	6,397,852円	882件

表4 年間給付額別該当会員数

	該当会員数	2020年率	前年比	2019年率	2018年率	2017年率
500万円未満	7,402名	50.4%	+3.5%	46.9%	45.8%	43.0%
500万円超～1,000万円未満	4,623名	31.5%	△0.7%	32.2%	32.3%	33.2%
1,000万円超～1,500万円未満	1,639名	11.2%	△1.3%	12.5%	13.1%	13.8%
1,500万円超～2,000万円未満	566名	3.9%	△0.9%	4.8%	4.9%	5.4%
2,000万円超～2,500万円未満	244名	1.7%	△0.2%	1.9%	1.9%	2.3%
2,500万円超～3,000万円未満	112名	0.8%	△0.1%	0.9%	0.9%	0.9%
3,000万円超～3,500万円未満	35名	0.2%	△0.2%	0.4%	0.5%	0.5%
3,500万円超～4,000万円未満	28名	0.2%	±0.0%	0.2%	0.2%	0.2%
4,000万円超～4,500万円未満	15名	0.1%	△0.1%	0.2%	0.2%	0.2%
4,500万円超～5,000万円未満	8名	0.1%	±0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
5,000万円超	8名	0.1%	±0.0%	0.1%	0.1%	0.2%
計	14,680名	100.2%		100.2%	100.0%	100.2%

2021年度優等卒業生を表彰 ご卒業おめでとうございます!

3月、柔道整復師養成学校の卒業式が全国各地で行われた。
日整では今年も優等卒業生への表彰を実施。各校に表彰状をお届けした。

学校名	優等生氏名
北海道柔道整復専門学校	横田 卓也
北海道ハイテクノロジー専門学校	竹林 樹咲
札幌スポーツ&メディカル専門学校	笹森 孝貴
盛岡医療福祉スポーツ専門学校	上村 美南
仙台接骨医療専門学校	染谷 通
赤門鍼灸柔整専門学校	安彦 裕尚
仙台医健・スポーツ専門学校	笹川 竜史
福島医療専門学校	武田 未唯奈
中央スポーツ医療専門学校	星野 光紀
育英メディカル専門学校	都丸 美月
大川学園医療福祉専門学校	畑 真希
呉竹医療専門学校	茂呂 潤也
呉竹鍼灸柔整専門学校	鈴木 乙史
横浜医療専門学校	佐藤 雄基
日本柔道整復専門学校	小山 周
東京柔道整復専門学校	二尾 優真
東京医療専門学校	小川 透
日本体育大学医療専門学校	永井 葵
日本医学柔整鍼灸専門学校	森田 宏和
了徳寺学園医療専門学校	田原 陸
日本工学院八王子専門学校	加藤 真望
日本健康医療専門学校	岡田 芽依
関東柔道整復専門学校	大山 哲平
新宿医療専門学校	大槻 美陽
北豊島医療専門学校	喜屋武 直
日本総合医療専門学校	木谷 那津
アルファ医療福祉専門学校	須崎 颯太
首都医校	山崎 拓也
新潟柔整専門学校	宮内 健樹
信州スポーツ医療福祉専門学校	保科 玲奈
北信越柔整専門学校	高島 輝
専門学校浜松医療学院	大谷 龍冬
専門学校白寿医療学院	杉山 柚季
静岡医療学園専門学校	大池 加織
専門学校中央医療健康大学校	小柳 将太
米田柔整専門学校	吉永 百花
中和医療専門学校	森田 みなみ

学校名	優等生氏名
東海医療科学専門学校	山本 太陽
名古屋医健スポーツ専門学校	大山 聡士
ルネス紅葉スポーツ柔整専門学校	岡司 学
京都医健専門学校	西澤 良真
関西医療学園専門学校	申 裕成
明治東洋医学院専門学校	井上 芽実
履正社医療スポーツ専門学校	内田 晃大
近畿医療専門学校	岡田 涼
大阪ハイテクノロジー専門学校	中嶋 克規
東洋医療専門学校	足立 征隆
大阪府柔道整復師会専門学校	松原 大貴
朝日医療大学校	三宅 翔
美作市スポーツ医療看護専門学校	平田 絢作
IGL医療福祉専門学校	大家 ちなみ
朝日医療専門学校広島校	中野 七海
四国医療専門学校	久原 司寛
河原医療福祉専門学校	村田 圭
福岡医療専門学校	荒木 真奈美
福岡医健・スポーツ専門学校	岡部 魁斗
福岡天神医療リハビリ専門学校	吉田 愛莉
九州医療スポーツ専門学校	杉谷 駿
九州医療専門学校	江口 彩菜
大分医学技術専門学校	工藤 大弥
今村学園ライセンスアカデミー	前田 愛子
鹿児島第一医療リハビリ専門学校	福永 康貴
専門学校沖縄統合医療学院	吉里 翔
専門学校琉球リハビリテーション学院	吉永 雄貴
沖縄医療工学院	仲村渠 桃子
帝京大学 宇都宮キャンパス	市川 斗麻
帝京平成大学 千葉キャンパス	江口 朋哉
了徳寺大学	栗田 陽香
帝京科学大学 千住キャンパス	小野 泰暉
帝京短期大学	荻原 珠里
東京有明医療大学	坂田 創平
常葉大学 浜松キャンパス	濱田 貴子
明治国際医療大学	吉松 大地
東亜大学	山中 瞬信

柔道に学ぶ



人生の答えは柔道にあり。

嘉納治五郎師範の言葉に学ぶエッセイコラム

講道館参与
鮫島元成

昭和25年鹿児島県生まれ。
昭和49年東京教育大学体育学部卒。
全日本柔道連盟教育普及委員会副委員長。柔道連盟強化コーチとしてナショナルチームを指導。日整全国柔道大会など4大会の大会審判長を務める。

嘉納塾と教育

1、「そもそも人の性質は各人生来天賦と生後の教育習慣経歴等によりて成立し、また変化さるものなれば、その習慣経歴等を善良なる方向に導き、以て良好なる性質即ち卓越せる人物たるに必要な性質を出すことこそ、この塾の目的なれ」

「おおよそ人を教育する道は種々あるが、そのもっとも完全確実なのは、規律を厳正にすることと、誘導の順序を誤らないことだ」

講道館創始1882(明治12)年と、時を同じくして嘉納師範が創設した嘉納塾の目的と指導法の一つの考えである。塾創設のきっかけについて、嘉納は次のように述べる。

「明治維新間もないころで、旧物破壊、旧習打破の気配が漲っており泰西の文化を輸入模倣しようとする傾向…玉石を混濁して日本旧来の美風良俗をも尽く併せ棄てることについては固(もと)より遺憾に思った。(中略)特に学生の柔弱(中略)そのような弊風は、ひいては学生に及んで学問するのは富を得、名を求めためだと考えるようになり、やがては日常の行為まで目前の小利に眩惑されて永遠の大計を忘れるにいたるのだ」

柔道を創始し世界中に普及発展させた嘉納であるが、一方、青少年の教育にも尽力している。いつの世も同じであるが社会の発展には人間教育が必須であり、それを施す指導者、教師だけではなく大人皆が努力をし、青少年を育てなければならない。簡単に教育というがその実施は難しい。ましてその成果がどのような形で出現、結実するのか、その評価をすることも困難である。嘉納も

「塾出身者はその後各方面で活躍したが、もともと相当の名家、上流の子弟が多かったから、その社会的地位の昇進にを以て、嘉納塾教育の成果なりとするのは的を得ないことだろう」

と謙虚に述べている。

私は長年高校教師を務めた。そこで得た教育観は、①教育成果の出現には時間がかかる、②教育成果は数字では表せない、③教育は実験ができない、④教育成果は本人の時系列体験が複合されて出現する、という結論である。つまり、すぐに出現する成果は教育成果とは言えない。指導者が尽力しても世の中に効果的に出現しない要素は多分にある。だから合理的に楽に動こうとする指導者(教員、大人皆)は失格である。教育は泥臭く実践する必要がある。

2、講道館少年部での実践

誠に基本中の基本で、何をいまさらと言われるかもしれない。講道館に少年たちが稽古にやってくる。何気なく「こんちわ」とあいさつをして更衣室に入っていく。ある時、一人の少年が入ってきた。柔道衣を入れたリュックを肩から外し、姿勢を正し、私を見、にこっと微笑んで「こんにちは」とあいさつをした。なぜか新鮮で涙が出そうだった。すぐに部屋に戻り墨を用意し次の掲示物を作り、見えやすい壁に張った。『3月の目標・「あいさつ」1、相手の目を見て、2、静止して、3、声を出して』、そして大道場での稽古の後少年たちに訴えた。「しっかりとあいさつをしよう、一生続けよう」と。その日から1日3回受付に立つ。少年たちが来る4時半前、前半が終わり後半クラスが登館する5時45分頃、後半クラスが帰る7時半頃。少年たちの声の様子、顔の表情日々変化がある。毎日会うことが楽しくなった。3月も末になった。素敵な挨拶が定着しつつある。いつまでも続けてほしい。しかしあまり期待しすぎないほうが良い。すぐに出現する効果はすぐに消える。なるようにしかならない。過去の経験から。

大日本柔道整復師会 初代会長

市川 斂先生

日整広報誌『Feel! Go!』第259号で日本柔道整復師会の初代会長を歴任した市川斂先生を紹介したが、もう少し深く掘り下げ、伝統ある日本柔道整復師会の礎を築いた市川斂先生の功績と市川家の記録から柔道整復の歴史を辿ってみたい。



市川斂先生

父大八氏と斂先生

市川斂先生は、京都・丹波亀岡藩藩主松平信義の家臣であった市川大八氏を父に持ち、安政6(1859)年、小石川区東青柳町で生を受ける。

大八氏より楊真館(天神真楊流)を継承し、「ほねつぎ市川」を小石川区東青柳町に開業している。大正2年7月～9年3月まで「柔道接骨術公認期成会」副会長を務め、同9年4月～11年3月まで「大日本柔道整復術同志会」会長を務めた。

そして、大正11年4月、「大日本柔道整復術同志会」を日本柔道整復師会の前身である「大日本柔道整復師会」と改称し、初代会長に就任。大正11年4月～14年3月の3年間に在任し、同14(1925)年2月20日に死去された。享年66歳。

戒名は「武徳院達道清斂居士」。谷中(長安寺)に埋葬され、その後多磨霊園に移されている。葬儀には、八木寅次郎氏、藤田豊吉氏、姿八五郎氏、今田三智松氏、池田次郎氏、佐藤直平氏、金子共平氏、松井百太郎氏、磯野宇太郎氏他、多くの著名人や仲間の柔道整復師が参列している。

柔道整復術公認記念碑

現在の埼玉県柔道整復師会会長大河原晃先生執筆の「萩原七郎・竹岡宇三郎を通して見る柔道接骨術公認への取り組み」によると、『柔道整復術公認記念碑』とあるこの石碑(P21左上写真)は、茨城県那珂郡東海村にある真言宗豊山派の寺院村松山虚空蔵堂(日本三大虚空蔵堂の一つとされる)の境内に建てられている高さ3.6メートル、幅1.2メートル、厚さ0.2メートルの仙台石に刻まれた堂々たるものである。この碑

は、大正10年、大日本柔道整復術同志会茨城支部が、柔道整復術の公認を記念して建立したものである。(『茨城県接骨師会会誌』記載資料による)』と紹介されている。この石碑の中に竹岡宇三郎先生らと並び市川斂先生の名前が刻まれている。この碑を読むと当時の偉大な先生方が柔道整復術の復興にかけた熱い思いを感じることができる。大河原先生は、「柔整にかけた苦労、苦悩、意気、徳、その魂を感じ取れる」と感想を述べておられ、全くその通りであると感じる。市川斂先生たちの功績を偲ぶことの出来る貴重な石碑である。

天神真楊流

天神真楊流とは、磯又右衛門柳閑斎源正足が開いた柔術の流派。起倒流とともに講道館柔道の基盤となった流派として知られる。以下は「全日整広報第2号 昭和45年2月1日発行」に掲載された長谷五郎先生の寄稿文の一部であるが、市川大八氏の逸話が掲載されており興味深いものがあり、一部を抜粋して原文のまま記す。

『久富鉄太郎氏から直接聞いた面白い話があるから書添える。

同氏がまだ警視庁に在職中、磯道場へ試合に行ったことがあり其時、十四五人居た門人を見まわした磯先生が、市川さんお對手しなさいと言った。見ると五尺二三寸(約158.4cm)の平凡な男なので、内心吞んでかかった。御覧のように、私は五尺八寸(約175.7cm)体重も二十六貫(約97.5kg)、彼に比してすぐれた体躯であると自負したのである。然るに礼をして立上るや「ツツツウ」と押されて、道場の三角に押付られ同時に喉を締られた、何分三角である為



柔道整復術公認記念碑。竹岡宇三郎先生、市川斂先生、萩原七郎先生などが柔整の基礎を築いた

足の自由が利かず、只両手で突放そうとして突張ほどかえって締まるので、其内気が遠くなり活を入られた。しばらく呆然としたが、もう一本願ますと言って、今度は押されることを用心してかかったが、立あがるやいきなり膝で睾丸を突かれ痛の為「ハッ」として思わず腰の曲がったところを、立ったままで締られ、ふっても突いても放れないので、抱上て彼を下に強く打つ倒れたが、其時すでに気が遠くなり、又しても締落され活を入られた。すぐには立上れず道場の只中に座って考えたが、あまりの残念さにもう一本願しますと言ったのだが、其時磯先生は笑ってもうおやめに成ったらいいでしょうと言はれた。いかにも残念であったが、仕方がないのでさぞご退出した。後で聞くと彼は市川大八という免許とりであったそうだ。とにかく天神真楊流の締には驚いた。ほんとうに凄いもので有ったと話された。

此他にも蹴の名人小林金平氏等蹴や、締に就ての逸話を沢山聞いて居るが、実際を見たのでないから筆をおくこととする。

話は違うが関連して居るから書添える。

明治十八年四月、接骨の禁止令が発布となり、時の営業者は従来接骨師と云う免状で継続営業が出来たが、其後は医師に非らざれば開業するを得ずとの但書により厳重に取締りをうけた。

明治の末期には既得権者がツギツギ死亡し生存者はわずかに数人と成ってしまった。

されば多くの接骨家が無免許のため、医師法違反で罰

金刑に発されるもの日をおって多く、中には数回の前科者と成ったのさえ有る始末で接骨師界は悲惨を極めた。されば期せずしてよりよい同志があつまり前後策を研究し出したのである。明治四十一年頃から同志もふえはじめ、大正二年三月上野韻松亭に於て、接骨術公認期成会の旗挙げとなった。時に会員数六百四十四名当日出席者百〇六名、ここで実行員三十名を定め、方針を確立して運動にかかることを申合せた。公認要求の理由がしっかりしたものでなくてはならん、何人が見ても聞いても尤もと頷づけるようでなくては、目的を達成することはむづかしいと智を絞り議を練ったのである。いろいろ苦心の結果、接骨はもと柔道の奥許として伝授せられたもので、柔道と接骨は古来から離るべからざる関係にあり、柔道家は皆接骨を副業として営み来たった次第である。されば今此副業を営めねば、道場の維持不可能となり、日本特有の長技たる柔道が絶滅するに至る誠に嘆かわしい次第なりと主張するに決したのである。柔道を主とする以上嘉納治五郎先生の名前を出して頂くを必要も申合せた結果、萩原、津田、長谷、三名が講道館で嘉納先生に面接し、言葉を尽して懇願したが、講道館柔道は人の足腰をさするようなことは、させたくないとの理由でお断りを受け一時は当惑してしまったのである而し此ままやむべきでないと、力の限り運動することを申合せ、

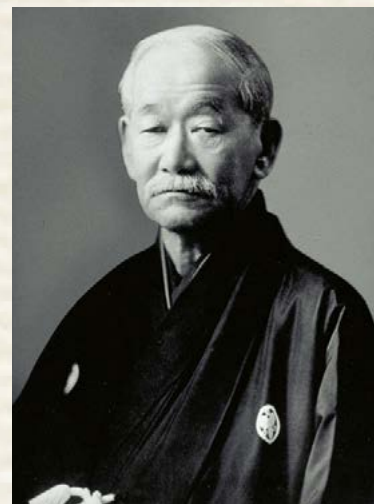
家事を抛うって運動し続けたので、漸く大正六年衆議院を通過したが、貴族院で握りつぶされ同志が手を取合つて悲しんだ。されど之に依て一層猛烈に運動し、遂に大正九年貴族院も通過となり、試験法が布かれ今日の柔道整復が出来上った次第である。

衆議院議員では、河野広中、佐々友房、尾崎行雄、の三氏を始め三十七名の方々、貴族院では、加太邦憲氏をはじめ三十八名の方々からご援助御配高を蒙ったので、此際謹んで深甚の謝意を表する次第である。

此の長い年月には、さまざまな迂余曲折が有ったが、禿筆にしてよく書き顯はし得ない。

接骨のものを考える時、天神真楊流の流祖は我われ柔道整復師にとり、神にも比すべき大恩人であると思うのである。終』

と記されている。



嘉納治五郎先生。嘉納先生も天神神楊流と起倒流の良いところをとって柔道にされている

昭和二十六年一月以降表

七月	一萬五千六百五十九圓	新進 拾五名 全二百七十七圓
八月	一萬七千七百七十九圓	新進 拾二名 全二百〇二圓
九月	一萬四千四百六十九圓	新進 拾名 全一百拾九圓
拾月	一萬四百六十九圓	新進 拾五名 全一百四拾九圓
拾一月	一萬二千六百五十九圓	新進 拾五名 全一百九拾七圓
拾二月	八千四百三十九圓	新進 拾五名 全一百三拾九圓
下半期合計	六萬七千五百五十九圓	新進 拾五名 全一百三拾九圓
外	八千四百三十九圓	新進 拾五名 全一百三拾九圓
合計	一萬五千六百五十九圓	新進 拾五名 全二百七十七圓
全収入	一萬五千六百五十九圓	新進 拾五名 全二百七十七圓
全支出	一萬五千六百五十九圓	新進 拾五名 全二百七十七圓

接骨院収支写真

市川家を通してみる 大正時代の柔道整復師の生活

さて、当時の柔道整復師の地位や経済状況はどうだったのだろうか？

市川斂先生が活躍された大正時代のころは、幼少のご子息に一人ずつ乳母がいて自転車も持っていたほどの裕福な生活であったようだ。自転車に乗っている姿が写真(P23右上)に映っているが、この方はご長男らしい。また家に電話もあったとのこと、電話番号が小石川区7千何番とまで書いた資料が残っている。

明治維新の時の医制改革で、蘭学から西洋医学になったときに一旦危機的状況があったが、大正2年から請願運動などの動きがあり、萩原七郎先生や市川斂先生たちの努力で、大正9年に「ほねつぎ」ではなく「柔道整復」という名称にして、嘉納治五郎先生などの力もあって大変良い時代もあった。しかし日本が戦争で負けて、戦後GHQが入ってきて、鍼灸、柔整などはダメだということになり、どちらかというと精神的な部分で柔道、剣道などはすなわち戦争に繋がるということで、一部分が途切れたことがあった。明治から大正にかけての時に市川斂先生らが尽力され、北海道から九州まで、いろいろな派閥を統一したり、柔道整復を理解させるために先生方が動いておられ、それに掛かる費用などを考えるとやはり、業界自体が必要とされ

る存在であったのであろう。また大きなスポンサーがいたことも考えられる。市川先生の3代ほど後に、医師、政治家、内務省官僚などの実力のある人材も組織内に入っていており、相應の財力もあったのではと思われる。

ただ、市川家の記録によると、満州へ行き引き揚げてきた昭和26年当時の接骨院の1年間の収支があるが、当時の教員の給与とあまり変わらない感じである。月

10,000円ほどの収入で年間134,820円の収入があったと記録されている。当時の小学校教員の月の給料が5,500円、お米が10kg558円、新聞月額が220円、ビール127円となっている。約130,000円の収入で、ここから包帯代などの費用を差し引くと教員とあまり変わらないようだ。

墓石に刻まれた確たる証拠

墓地に墓が3基あって、一番古いのは文字は読めないが、確かにそこに大八氏も斂先生も名が刻まれている。墓標に「武徳」と書いてあるのは、京都に武徳殿という当時の武道専門学校があったところから、その「武徳」を取ったと思われる。柔道、剣道、長刀の武道専門学校で、今も京都にある。嘉納治五郎先生が講道館を作られたが、先に述べたように嘉納先生は天神神楊流と起倒流などを修得され、柔道を確立し、当時から名声は非常に高かったようだ。



墓石の写真

市川新一郎先生・市川三郎先生

市川斂先生のご子息である市川新一郎先生にも触れておきたい。新一郎先生は、1891(明治24)年生まれで、大正15年1月15日柔道整復術試験合格(試験番号15)。東京市本郷区春木町において、「市川整骨院」(及び「市川道場」)を開業されている。大正11年6月～大正13年3月、東京都柔道整復師会常任理事を務め、大正13年4月～東京都柔道整復師会理事を務めておられる。

昭和20年4月、満州国四平へ移住。満州国営業許可書(接骨医)が残存している。

昭和21年7月、満州より引き上げ、昭和27年5月8日亡くなっている。享年61歳。戒名は「整得院達道榮顕居士」である。

内弟子には田代栄吉氏、堀尾義雄氏、清水保氏、中村大蔵氏、中川三郎氏、伊藤欽明氏、柴田憲良氏、竹下四蔵氏、佐藤修平氏などがおられる。

石井春雄先生もそのお一人である。石井先生は明治24(1891)年生まれ。市川新一郎先生に16歳で弟子入り。東京都柔道整復師会会員であり、昭和32年4月より第3支部副支部長を務められた。平成22(2010)年5月23日享年96歳で亡くなられている。

市川新一郎先生は遊興人であり、しかもヨーロッパの貴族風の方だったようだ。獺犬を飼って獺をしたり、外付け合も結構良かったという話である。下記の写真は当時撮影したご本人の写真だが非常にきれいに写っており、高級なカメラも所持していた。また、着ているものもお洒落で映画俳優のようでもあり、凛々しい。

市川三郎先生は、明治33(1900)年生まれ、昭和51(1976)年7月28日没。享年76歳であった。先生は、市川斂先生の三女幸子さんと結婚、婿養子となっている。養父斂先生より「ほねつぎ市川」を継承し、昭和



市川新一郎先生



接骨院前の写真。道場も20畳くらいだった大きさが40畳とだんだん大きくなっている

3年より大日本柔道整復師会員となっている。

市川斂先生が隠居して、その後は次女の婿の市川三郎先生が後を継いでいる。その後市川家では柔道整復師を生業としている方はおられない。

この記事執筆するにあたって、市川斂先生の孫である市川正様の長年にわたる研究成果である市川家の膨大な記録帳を拝借した。正様は市川家の代々の歴史を約30年にわたり調査し、貴重な資料として市川家のみならず日本柔道整復師会の宝物として記録していただいた。その功績と熱意に改めて深甚なる敬意と感謝を捧げたい。

広報部長 山崎 邦生

第4回指導者養成講習会 開催

令和4年2月20日(日)、日本柔整会館において、第4回指導者養成講習会が開催された。

今回は整復・固定施術については顎関節前方脱臼の整復・固定、超音波観察については膝関節周囲の観察をテーマとして講習が行われた。



長尾淳彦学術教育部長

長尾淳彦学術教育部長は「柔道整復術公認 100 周年を記念して、2020 年より 10 年計画としてこの『匠の技 伝承』プロジェクトを立ち上げました。新型コロナウイルス感染拡大によりリモートで講習を行うようになりましたが、今回で 2021 年度の講習も最後となりました。

今後も全国 11 ブロックで開催される学術大会や講習会等で、柔道整復師のアイデンティティとして骨折・脱臼の整復・固定や超音波観察装置取り扱いの技術を伝承していきます。来年度はリモートでの講習に加え、対面での講習も予定しております。講習を受ける指導者候補の皆さんには各地区で講師として活躍できるよう、講習の進め方などにも着目して受講していただきたい」と挨拶を行った。

◎ 整復・固定施術技術実習

篠講師は「はじめにディスポーザブル手袋を装着し、手指消毒を行う。患者はベッドで長座位とし、背部と後頭部を支えるように愛護的に仰臥位にする。患者の後頭部を術者の大腿部の上に乗せ、頸部が後屈しないように術者の大腿部で高さを調整する。脱臼骨頭を確認したら、下顎角に両母指球を当て、他の四指は下顎体部をしっかりと把持する。そのまま力を緩めずに下顎体が滑らないようゆっくりと下方に押圧し、頤部を挙上して整復が完了となります。患者に軽く口を開閉してもらい、弾発性固定があるかどうかを確認することも重要。問題なければ患者にゆっくり起き上がっていただき、投石帯を装着する。投石帯の中央に空けた切込みを頤部に当て、上方の包帯を耳垂の下を通して外後頭隆起の下でクロスさせ、耳介の上を通

講師：学術教育部員
篠弘樹氏



て前額部で結ぶ。下方の包帯は耳介の前方を通して頭頂部で結ぶ。投石帯は患者による脱着が困難であるため固定用装具も装着します」と丁寧に解説した。

続いて各都道府県指導者候補による整復・固定実技に移り、篠講師は押圧する際の角度や装具固定時のバランスなどの技術面の指導のみならず、「顎関節脱臼は各パーツがとても小さいため、一つ一つの動作を丁寧に説明しながらゆっくり行う。最大のポイントは患者に痛みを感じさせないということであり、そのためにも患者をリラックスさせるように指導できると良い」等、今後受講者が講師として活動することを念頭に置いた実践的なアドバイスも行った。



脱臼骨頭の確認



整復の様子



投石帯（左側）・市販の固定用装具（右側）による固定



オンラインで指導する様子

◎ 超音波観察装置・操作技術編

佐藤講師は「今回は膝関節の大腿四頭筋から大腿四頭筋腱が膝蓋骨に付着する部位、そして膝蓋骨から膝蓋腱、内側側副靭帯の描出を長軸操作で行う。向かって左が中枢、右が末梢となる。膝蓋骨は線状高エコーで描出される。膝蓋骨から中枢に向かって長軸で追っていくと、層状の線状高エコー（fibrillar pattern）が出てきてその下は無エコー域となる。これが関節上嚢であり、一番下には大腿骨がある。関節上嚢は見えない人もいる。また膝関節は関節拘縮が起こりやすいため、等尺性運動を行って膝蓋上嚢が動いているかを観察する。膝蓋骨から末梢に移動すると、向かって左が膝蓋骨下端となり、層状の膝蓋腱が描出される。臨床で注意したい点として、下の脂肪体が高輝度にあるのか、あるいは炎症を起こして低エコーになっているのかを確認する。

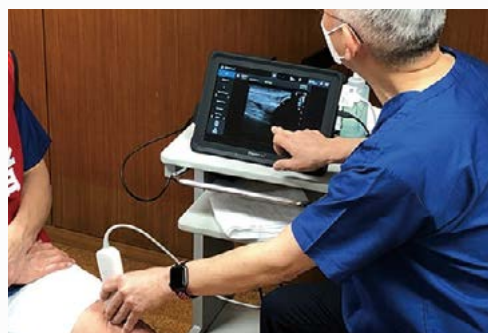
内側側副靭帯を観察する際は、まず大腿骨内顆を描出すると、その上に低エコーで側副靭帯が見えてくる。大腿骨の側副靭帯は、内顆より後方に厚みを持つが、ランドマークは内顆とします。そこから末梢に移動すると内側側副靭帯が描出され、その遠位が脛骨の内側に付着している様子が観察できる」とわかりやすく説明した。

各都道府県参加者による実技では、佐藤講師は「膝の疾患は一度観察を行うだけでも様々なことがわかって非常に興味深い。また、膝関節は伸展位ではなく軽度屈曲とすると描出しやすい」として、各受講者が描出するエコー画像を確認しながら、より鮮明に描出できるよう関節の角度や入射角等について細かく指導した。

講師：学術教育部員
佐藤和伸氏



エコー観察の流れを解説する様子



エコー観察の流れを解説する様子



エコー観察の流れを解説する様子



オンラインで指導する様子

今後の展望として、長尾学術教育部長は「橈骨遠位端骨折や肩甲上腕関節脱臼は既にリモートで講習を行った内容ではありますが、皆さんに指導者として各地区で活躍していただくためにも、来年度は対面での講習を行いたいと考えています。

最後に、工藤鉄男会長が「10年をかけた取り組みである『匠の技 伝承』プロジェクトだが、去年は新型コロナウイルスの影響もある中でリモートという新しい形での開催となりましたが、各々が研鑽を積むきっかけとなったのではないかと嬉しく思います。このプロジェクトは『骨折や脱臼、軟部組織損傷なら接骨院』だと、社会に認知され

日本全国津々浦々で骨折・脱臼の患者が診られるように、またコンプライアンスを守りながら超音波観察装置を施術の必須機器となるようにしていきたい」と述べた。

るようになるための要であると考えています。指導者となる皆さんはその責任を感じながら、地域の施術者にその技術を伝えていってほしい。技術の伝承がこの業界の発展につながると信じている。これからも日本柔道整復師会は、より社会に貢献できる仕組みを作るために活動していきたい」と熱く呼びかけ、閉会となった。

令和4年度指導者養成講習会 日程表

	日時	講習内容
第1回	5月15日(日)	橈骨遠位端骨折・ 肩甲上腕関節脱臼
第2回	9月4日(日)	
第3回	11月6日(日)	鎖骨・肋骨骨折(オンライン開催)
第4回	2月19日(日)	肘関節後方脱臼(オンライン開催)

※コロナ禍により、日程が変更される場合があります。

超音波で 運動器をみる

肘関節 I

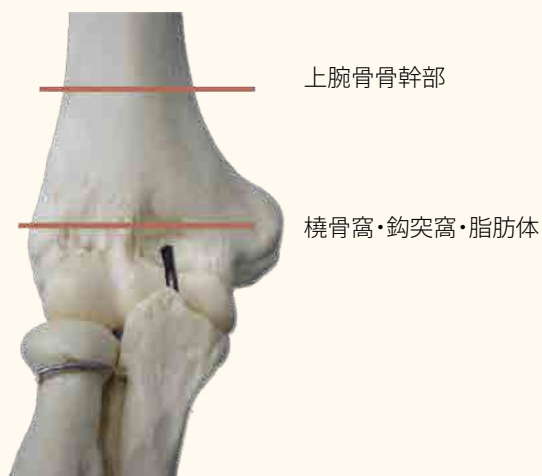
肘関節を 観察する

■ 肘関節前面からの短軸走査 (1)

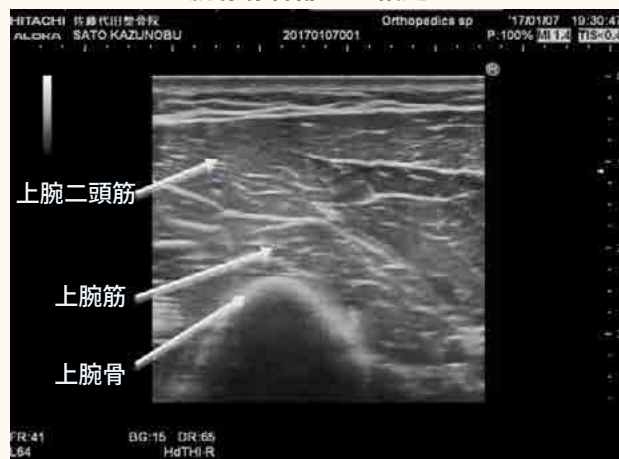
右上は、上腕骨上下1/3の画像です。上腕骨の上層には上腕筋および上腕二頭筋が描出されていますが、それらの区別は鮮明ではありません。

右下の画像は、上腕骨遠位の関節窩を描出したものです。橈骨窩および鉤突窩には脂肪体が描出され、骨折を疑う際の大きな指標となります。

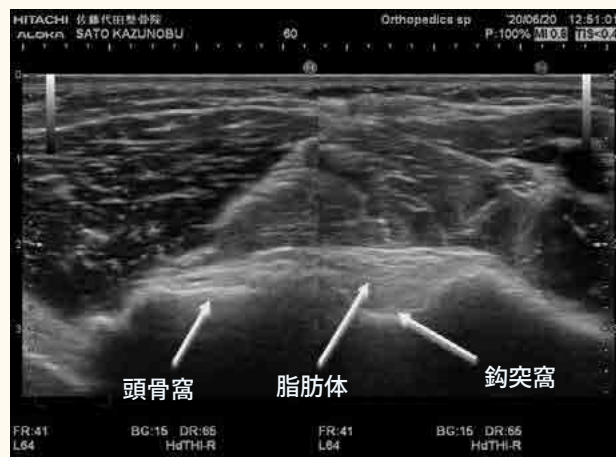
その上層には、左から腕橈骨筋、上腕筋、上腕二頭筋短頭そして正中神経が描出されます。



上腕骨骨幹部の短軸走査



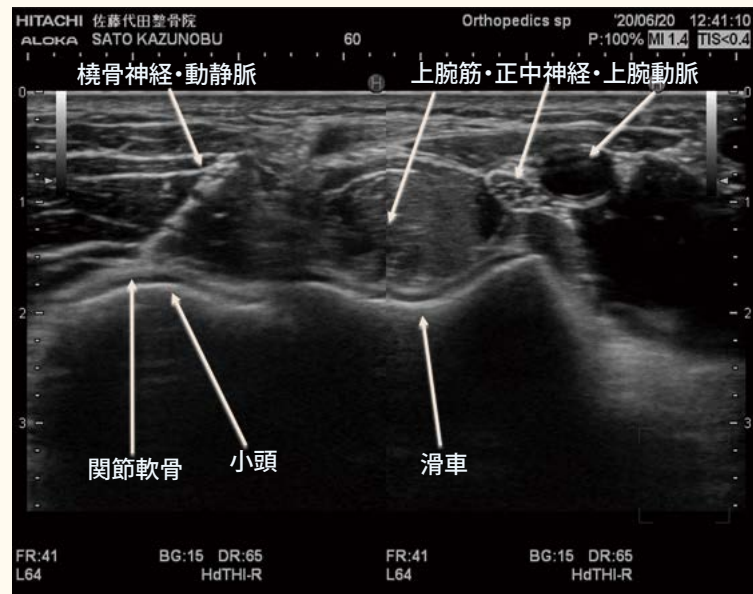
上腕骨関節窩の短軸走査



■ 肘関節前面からの短軸走査(2)

上腕骨遠位の関節面を描出したものです。

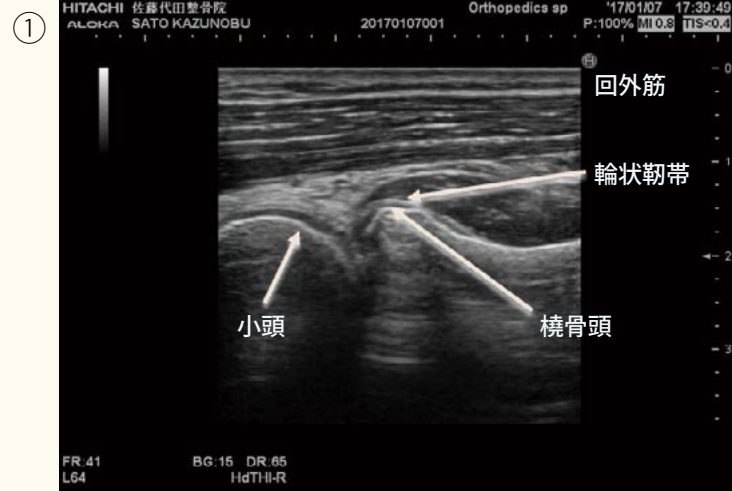
橈骨小頭、滑車の上層には無エコーの関節軟骨があり、その上方には左から橈骨神経、諸動脈、右には正中神経、上腕動脈が描出されます。



■ 肘関節前面からの長軸走査(1)

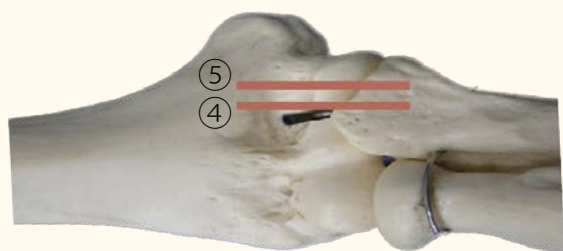
肘関節前面の長軸走査により、骨の形状ランドマークとし周囲の組織を特定します。

- ① 橈骨頭・小頭・腕橈関節・関節包・輪状靱帯・回外筋
- ② 橈骨頭窩・脂肪パット
- ③ 鈎状突起・滑車・鈎突窩・腕尺関節



■ 肘関節前面からの長軸走査(2)

鈎状突起・脂肪体の長軸での描出からそのまま内側に移動すると、④上腕動脈⑤正中神経を観察します。



■ 肘関節後方からの長軸走査(1)

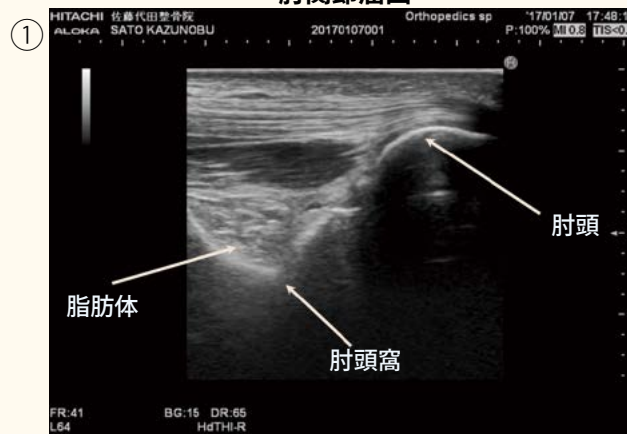
肘頭には上腕三頭筋が付着し、その深層に脂肪体が描出されます。

肘関節の屈伸時、肘頭の動きと共に脂肪体が押し出されるのを、観察します。

肘関節の骨折の際、脂肪体はファットパットサイン(透亮像)としてよく知られています。



肘関節屈曲



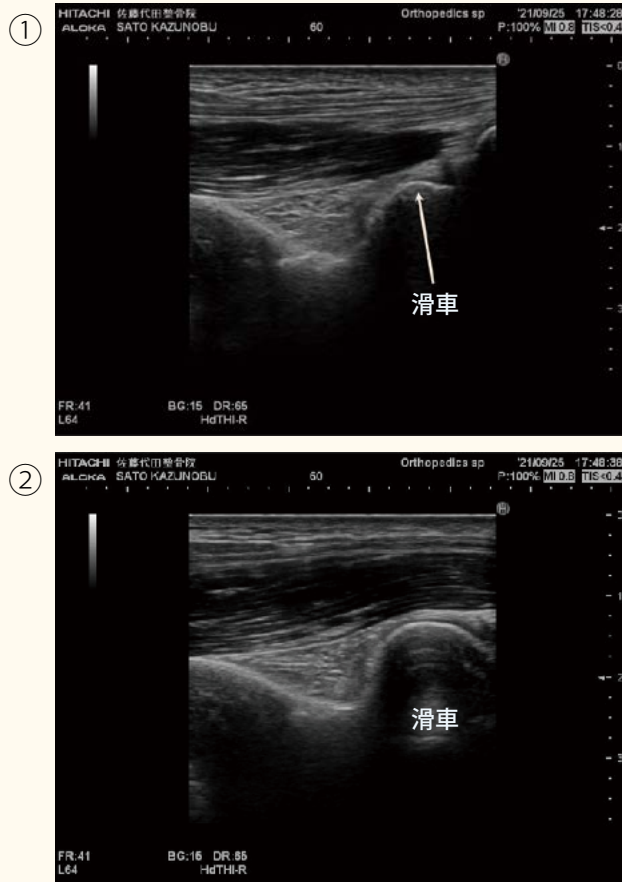
肘関節伸展時



■ 肘関節後方からの長軸走査(2)

右の画像は、肘関節背側からの長軸走査です。

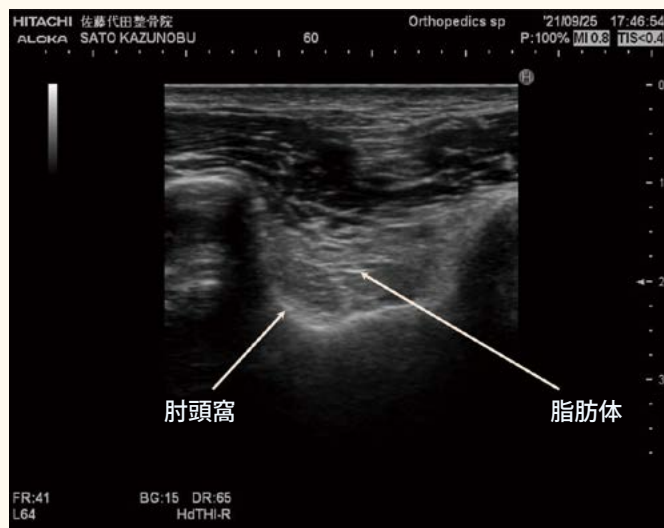
肘関節①軽度屈曲から②完全屈曲することにより、上腕骨滑車が鮮明に描出されます。



■ 肘関節後方からの短軸走査

肘頭窩は、四角形の溝になって描出されます。その内部には、脂肪体を観察します。

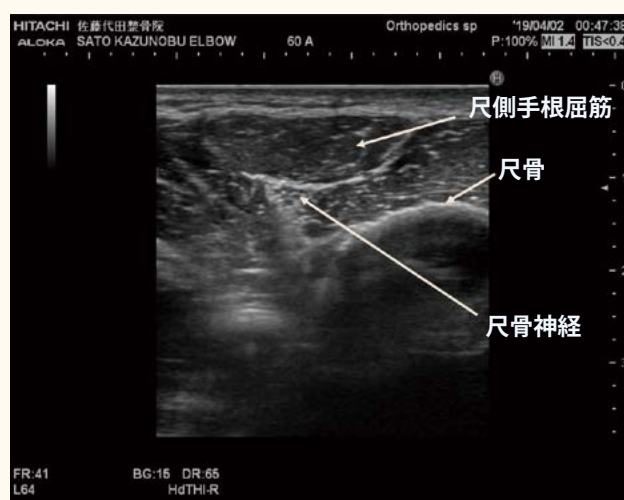
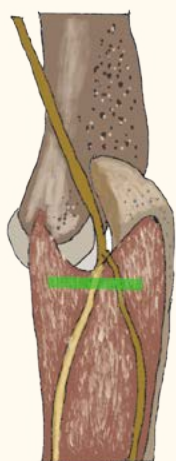
このように、肘頭窩は四角形の形をしているため、側副靭帯のストレステストを肘関節完全伸展で行った場合、肘頭がその溝にはまり、正確な靭帯損傷による動揺性を診ることが出来ません。そこで、靭帯のストレステストでは軽度屈曲にて行います。



肘部管を 観察する

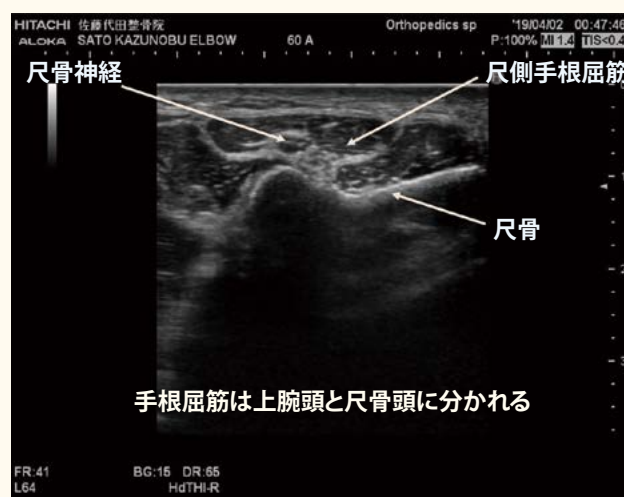
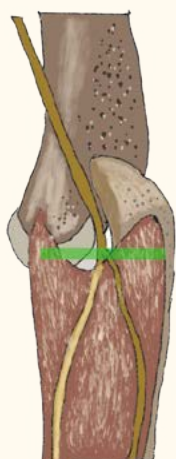
■ 前腕内側の短軸走査

肘関節内側よりやや遠位を、短軸走査にて観察します。右の画像で、尺骨の左上方には、楕円状の尺側手根屈筋、その下方には尺骨神経が、描出されます。



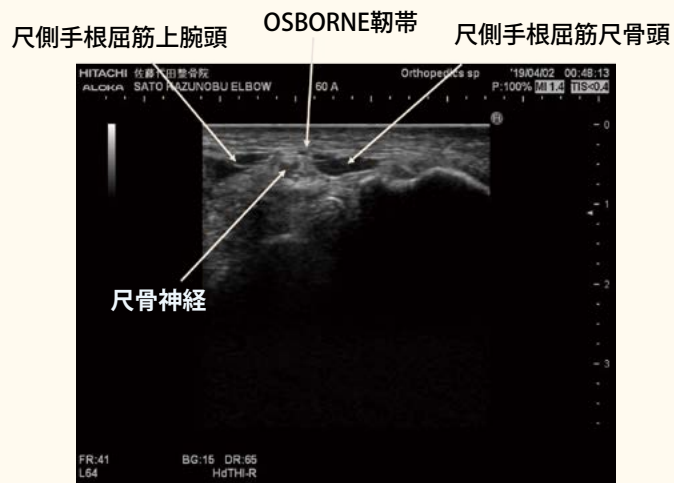
■ 肘関節内側の短軸走査(1)

前の走査から中枢に移動します。尺骨の上方には、二つに分かれた尺側手根屈筋とその間を通る尺骨神経が描出されます。



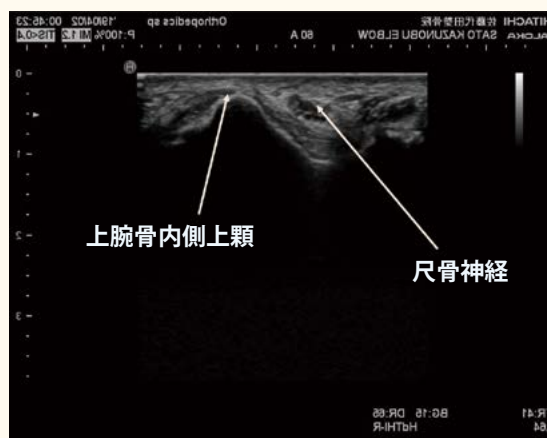
■ 肘関節内側の短軸走査(2)

前の走査からより中枢に移動します。尺側手根屈筋は、上腕頭と尺骨頭に分かれその間を、尺骨神経が通過しそれらの上層に、OSBORN靱帯が観察されます。



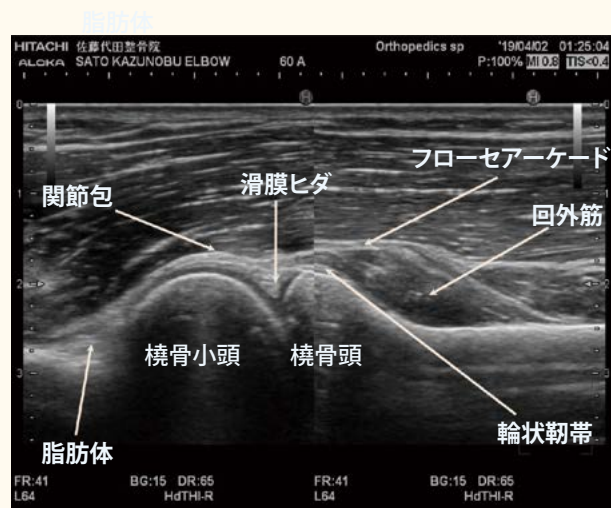
■ 肘関節内側の短軸走査(3)

前の走査からより中枢に移動します。上腕骨内側上顆の後方には、尺骨神経がはっきりと描出され、肘関節の屈伸時、時として内側上顆を越え亜脱臼の様子が観察されます。



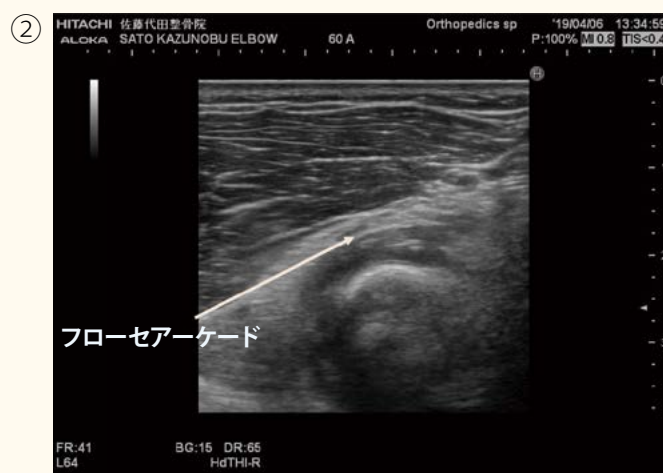
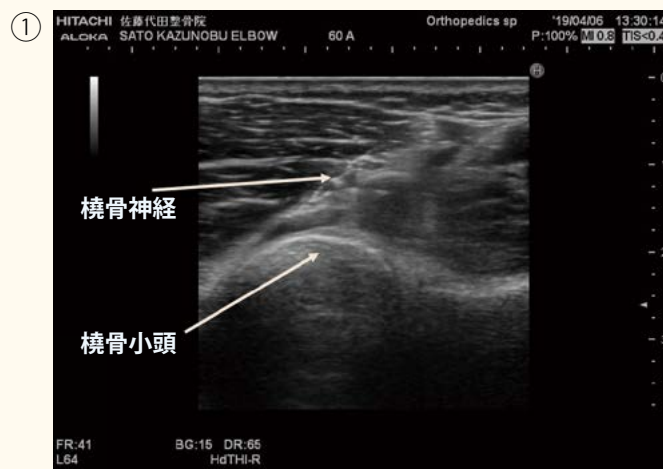
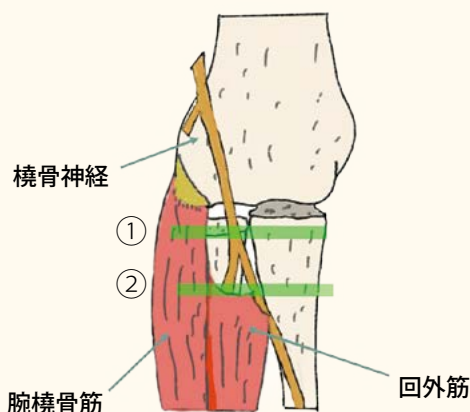
■ 橈骨小頭、橈骨神経の観察

腕橈関節を長軸走査し観察したものです。向かって左から、脂肪体、橈骨小頭、関節包、その下には滑膜ヒダ、その右には橈骨頭、回外筋、橈骨神経(後骨幹神経)が入り込むフローセアーケードが描出されます。



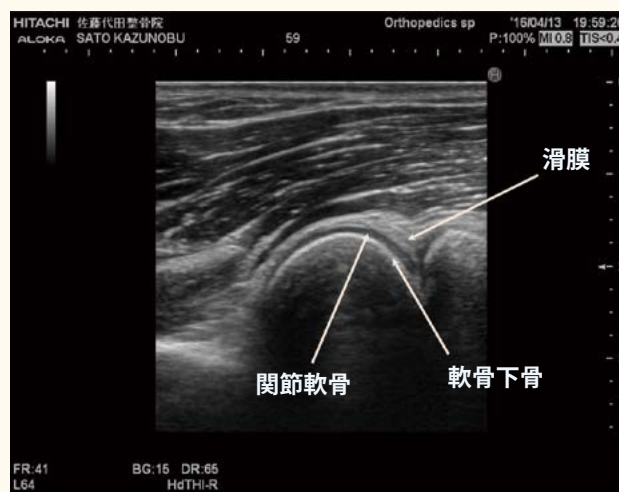
■ 橈骨神経(後骨幹神経)の観察

- ① 肘関節を短軸走査にて、末梢にスライドすると橈骨小頭と、その上方には橈骨神経とその左には腕橈骨筋が描出されます。
- ② プローブを、より末梢にスライドさせると、橈骨神経が、後骨幹神経に枝分かれをして回外筋に入り込むフローセのアーケードが描出される。



■ 上腕骨小頭の観察(1)

右の画像は、肘関節を伸展しプローブを前方より走査したものです。関節軟骨が無エコーとして、描出されます。前方からの走査では、関節面を広く観察することは出来ません。



■ 上腕骨小頭の観察(2)

肘関節を最大屈曲し、後方より操作することにより橈骨小頭の橈骨頭との接する面と広く描出することができます。



■ 上腕骨小頭の観察(3)

右の画像は、肘関節後方より短軸走査にて観察したものです。関節軟骨が無エコーとして描出されます。



日整学術大会 開催報告

第42回 日整関東学術大会 群馬大会

第42回関東学会は同年、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることを受け令和3年の開催へと変更されていたが令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的な猛威を振るい、その影響を受け東京オリンピック・パラリンピックが令和3年に順延となり関東学会は令和4年開催に再度変更となった。

当初、従来通りの規模での開催準備を進めていたが、コロナ感染症が変異、拡大の波を繰り返す状況が続き、昨年8月末に日整学術教育部長と関東ブロック会長会の了解を得て、参加人数を制限しウェブ配信を取り入れ開催する方針に変更。

11月にウェブでの特別講演を依頼した「独立行政法人高崎総合医療センター」脳神経外科部長の笹口修男先生の「軽症頭部外傷について 柔道を中心に」を収録し映像を編集。

学会誌は、印刷製本以外の行程、編集・構成・表紙・ページデザイン等全て実行委員が担当。12月末に作業を完了し製本した。

しかし、年が明けてもコロナ感染症の拡大は納まらず、2月初旬に全行程オンラインで開催することを決断。進行を大幅に見直し、映像の編集を急ピッチで進めた。ウェブへのアップを依頼する群馬テレビ株式会社と映像・音声等の技術的な調整を重ね、3月10日に配信版の最終チェックを完了。3月21日(月・祝)、第42回関東学術大会群馬大会を午前8時30分から「YouTube」で全国一斉配信した。



笹口修男先生

(公社)群馬県柔道整復師会 広報部長 関 尚之

第44回 中国学術大会 山口大会

令和3年12月19日(日)第44回中国学術大会山口大会をオンラインで開催。

本来は山口県にお越しいただき開催する予定であったが、コロナウイルス感染拡大の影響を受けオンラインで開催に至った。基調講演では公益社団法人日本柔道整復師会の工藤鉄男会長による「柔道整復師の社会的存在価値を高める勝負の2年間」と題し、業界の現状や抱える様々な課題についてのご講演、特別講演では一般社団法人日本柔道整復接骨医学会の安田秀喜会長による「学会の存在価値と本学会の役割」と題しそれぞれご講演をしていただきました。その後、東亜大学学生による発表、下記内容の会員発表を行い、どの論文も甲乙つけがたいものではありましたが審査の結果広島県の岡田会員の論文が最優秀に輝きました。



山口県柔道整復師会 藤本義秀会長

- 大殿筋の硬化と腰痛の関係 鳥取県 武田 嘉浩 会員
- 学生に発症する腰椎分離症の一症例 山口県 中園 隼人 会員
- 第五中足骨骨折の症例報告 広島県 岡田 健太 会員
- 脛骨外側プラトー骨折の一症例 岡山県 森本 正章 会員

初のオンライン開催という事もあり、段取りが悪く各県担当者の皆様にご尽力いただいたことをここでお礼申し上げたいと思います。

来年は広島で皆様とお会いできることを楽しみにして報告とさせていただきます。

(公社)山口県柔道整復師会 学術部

令和4年度日整主催学術大会一覧

地区	担当都道府県	開催予定日	開催予定日
北海道	(公社)北海道柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第49回北海道学術大会	令和4年7月10日(日)
東北	(公社)岩手県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第41回東北学術大会 岩手大会	令和4年7月9・10日(土・日)
関東	(公社)山梨県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第43回関東学術大会 山梨大会	令和5年3月18・19日(土・日)
東京	(公社)東京都柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第39回東京学術大会	令和4年9月11日(日)
北信越	(公社)富山県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第42回北信越学術大会 富山大会	令和4年6月18・19日(土・日)
東海	(公社)岐阜県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第55回東海学術大会 岐阜大会	令和4年10月22・23日(土・日)
近畿	(公社)京都府柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第45回近畿学術大会 京都大会	令和4年10月16日(日)
大阪	(公社)大阪府柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第14回大阪学術大会	令和4年10月1・2日(土・日)
中国	(公社)広島県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第45回中国学術大会 広島大会	令和4年10月8・9日(土・日)
四国	(公社)高知県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第55回四国学術大会 高知大会	令和4年7月17・18日(日・月)
九州	(公社)大分県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第49回九州学術大会 大分大会	令和4年7月9・10日(土・日)

令和4年度周年記念式典開催日

(公社)兵庫県柔道整復師会	創立100年・社団法人設立60周年・協同組合設立30周年記念	令和4年7月24日(日) ザ マーカスクエア神戸
(公社)東京都柔道整復師会	創立70周年・公益社団法人設立10周年記念式典	令和4年10月30日(日) 明治記念館
(公社)富山県柔道整復師会	創立100周年・社団法人設立62周年記念式典	令和4年12月18日(日) ホテルグランテラス富山
日整親善ゴルフ大会(予定)	令和4年9月17日(土)前夜祭 令和4年9月18日(日)ゴルフ大会 サンコー 72カントリークラブ	

第30回柔道整復師国家試験の合格発表について 令和4年3月25日(金) 発表

受験者数	合格者数	合格率
4,359名	2,740名	62.9%

○第30回柔道整復師国家試験の合格基準

1. 必修問題については、配点を1問1点とし、全50問中、その得点が総点数の80%以上、40点以上を合格とする。ただし、午前の問題第19問については、複数の選択肢を正解として採点する。また、午前の問題第38問については、全員を正解として採点する。
2. 一般問題については、配点を1問1点とし、全200問中、その得点が総点数の60%以上、120点以上を合格とする。
3. 必修問題及び一般問題のいずれも合格基準を満たしている者を合格とする。

理事会 だより

2021年度 第8回理事会

開催場所	Web会議(日本柔整会館、各役員所属の都道府県事務所)
開催日時	令和4年2月22日(火曜日) 13時30分～16時00分
理事現在数及び定足数	現在数18名 定足数10名
出席者	理事18名中17名出席 工藤、松岡、三橋、石原、伊藤(宣)、 長尾、竹藤、山崎、川口、徳山、 豊嶋、齊藤(勝)、森川、大河原、 富永、齋藤(武)、田村
監事出席者	監事2名中2名出席 嶋谷、高橋
議長	工藤会長
司会	三橋副会長

会議の概要

Web会議により実施された。冒頭で議長が司会進行を三橋副会長に依頼した。次に、定足数が満たされていることを確認。そして、議事録署名人については、定款第39条に基づき、工藤鉄男会長と嶋谷清・高橋政夫 両監事とであることを確認した。開会から閉会まで三橋裕之副会長が進行した。

議 題

第1号議案 『日本柔道整復接骨医学会 理事候補者の推薦について』

三橋副会長から議案について説明があった。審議の結果、日本柔道整復接骨医学会の次期(令和4年6月から令和6年6月)理事候補として、松岡副会長を推薦することについて承認可決した。

第2号議案 『会費未納者の除籍手続きについて』

三橋副会長から議案について説明があった。現状の会費未納者を確認し、令和3年度末までに今年度分の

会費納入がない会員を除籍することについて、審議の結果、承認可決した。

第3号議案 『サーバー上データの一時退避記憶媒体の購入について』

三橋副会長から議案について説明があった。数年後のサーバーメンテナンス時期までのサーバー容量逼迫具合を緩和させる目的で、コンパクトなファイルサーバーを購入することについて、審議の結果、承認可決した。

第4号議案 『NHKラジオ深夜便 定期購読の更新等について』

三橋副会長から議案について説明があった。日整は、平成28年7月号から月刊誌「NHKラジオ深夜便」に連載記事を掲載しているが、(1)当雑誌の定期購読(2022年7月号から2023年6月号)に係る案内文を日整から都道府県柔道整復師会あてに発信すること、(2)引き続き当雑誌に記事を連載していくことについて、審議の結果、承認可決した。

第5号議案 『令和3年度 優等卒業生の表彰について』

三橋副会長から議案について提案があった。各柔道整復師養成施設から推薦のあった令和3年度優等卒業生の表彰について、審議の結果、承認可決した。

第6号議案 『日本体育・スポーツ・健康学会 第72回大会協賛について』

三橋副会長から議案について説明があった。審議の結果、標記大会へ協賛することについて承認可決した。

第7号議案 『救護及びトレーナー活動助成金支給対象大会の追加について』

石原財務部長から議案について説明があった。今年度、各県で開催される大規模なスポーツ大会等のうち、日整の「救護及びトレーナー活動規程」に基づき助成金支給対象となる大会については、既に令和3年6月8日の理事会において承認されているところではあるが、急遽派遣依頼が届いた大会等の追加分の申請について、審議の結果、助成金支給対象大会として承認可決した。

第8号議案 『独立行政法人 日本スポーツ振興センターとの協定書の改訂について』

伊藤保険部長から議案について説明があった。標記協定書改定案(主な改正内容は押印を不要とするもの)について、審議の結果、承認可決した。

第9号議案 『令和4年度 指導者養成講習会について(R4/2各県発信)』

長尾学術教育部長から議案について説明があった。令和4年度「匠の技 伝承」プロジェクト指導者養成講習会に係る内容等について、審議の結果、承認可決した。なお、日程は以下のとおり。

第1回 令和4年 5月15日(日)

第2回 〃 9月 4日(日)

第3回 ~~〃~~ 12月 4日(日)

→ (11月6日(日))に開催日変更)

第4回 令和5年 2月19日(日)

第10号議案 『令和4年度以降の日整学術大会について(R4/2各県発信)』

長尾学術教育部長から議案について説明があった。その主な内容としては、令和4年度から、「匠の技 伝承」プロジェクトの一環として、日整水準(整復固定・エコー)の「ワークショップ」を日整学術大会に組み入れること等があり、審議の結果、承認可決した。

第11号議案 『生涯学習・ボランティア単位取得報告について(R4/4各県発信)』

長尾学術教育部長から議案について説明があった。「匠の技 伝承」プロジェクト指導者養成講習会についても生涯学習の単位となるよう「生涯学習単位取得要綱」を改正(令和4年2月2日施行)することについて、審議の結果、承認可決した。

第12号議案 『今後の日整柔道大会等について』

竹藤事業部長から議案について説明があった。都道府県柔道整復師会に日整全国柔道大会に係るアンケートをとった結果、日整全国柔道大会については、コロナ禍であること、選手を集めることを含め予選会を実施する負担が大きいこと、公益性の高い子供の大会を優先すべきといった、開催を見送る見解を示すものが多くある一方で、今後も開催を継続して欲しいという意見も一定数寄せられた。そうした意見を踏まえ、審議の結果、令和4年度については、日整全国柔道大会の開催は見送ることとし、令和5年度以降については改めて検討するということで承認可決した。なお、令和4年度開催予定の大会は次とおり。

令和4年 11月20日(日) 於: 講道館

「日整全国少年柔道大会」「日整全国少年柔道形競技会」「全国柔道整復師高段者大会」

第13号議案 『令和4年度 事業計画(案)について』

三橋副会長から議案について説明があった。審議の結果、原案を承認可決した。

第14号議案 『令和4年度 収支予算(案)について』

石原財務部長から標記収支(損益)予算書と事業別予算内訳書等について説明があった。審議の結果、原案を承認可決した。

第15号議案 『内閣府への令和4年度事業計画書等に係る提出書について』

三橋副会長から議案について説明があった。審議の結果、(1)第13号議案と第14号議案で承認された事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、本日の理事会議事録を内閣府に提出すること、(2)当該提出書類について軽微な修正がある場合で、基本的部分の変更を伴わないときは、その対応を担当部署に一任することについて、承認可決した。

報告事項

- ①職務執行状況報告
- ②内閣府立入検査報告(R3.12.20実施)
- ③NHK「ラジオ深夜便」掲載記事「柔道整復師から学ぶコツコツ健康術」(12～2月号)等について
- ④日整グループ保険(中途募集)加入推進依頼(各県発信済み)
- ⑤日整医療保険(中途募集)加入推進依頼(各県発信済み)
- ⑥令和3年度末在籍会員報告について(R4/3各県発信)
- ⑦新宿医療専門学校からの協力依頼対応報告(R4/1/13)
- ⑧「安否確認サービス」進捗報告
- ⑨「日整登録柔道整復師」登録数など進捗報告(R4/1/31現在)
- ⑩「日整ニュースレター」へのメールアドレス登録数(R4/1/31現在)
- ⑪理事会議事録(11/26開催分)
- ⑫帰一賞の推薦について(各県あて通知済)
- ⑬会費免除申請について(各県あて通知済)
- ⑭令和3年度「合同部会」開催方法等について
- ⑮令和3年度「会長会」開催方法等について
- ⑯救護及びトレーナー活動助成金支給について
- ⑰令和4年度「救護及びトレーナー活動規程」に基づく助成金について
- ⑱令和4年度 学術派遣講師 演題一覧(R4/4各県発信)
- ⑲日整トピック(2021/12/12 & 2022/2/9発行号)
- ⑳故市川敏先生 市川家訪問報告
- ㉑各部報告
- (その他)上期監査報告



編集後記

COVID-19は、2019年12月に中国の武漢で最初の患者が確認されてから急速に世界中に広がり、当初は科学的知見が得られず我々の業界も暗闇の中を手探りで前に進むような状況でした。ここ数ヶ月、感染力の強いオミクロン株が1日何万人という感染者数を記録し、その影響は非常に大きく、我々の生活は一体どうなるのだろうと不安にさいなまれる状況に追い込まれました。会員のみなさまのご不安は大変なものだったと思います。しかし、ここに来てようやく感染者数も減少傾向となり、一時の窮地は脱したかのように思います。蔓延防止等重点措置も3月21日で解除され、日本の経済活動も活発になるのではないかと期待しています。

日本柔道整復師会では3月13日に開催された臨時総会で工藤鉄男前会長の解職と理事の解任が決定し、松岡保新会長を代表理事とし、新たな副会長に長尾淳彦学術教育部長(国際部長兼務)を迎え、三橋裕之副会長との三本柱を中心に新たな執行部が船出しました。この新しい日本柔道整復師会が業界をリードしていくことになります。

今年は寒さの大変厳しい冬でしたが、ようやく暖かさも戻り、桜の花も例年になく美しく、鮮やかに咲き誇っているように感じます。まさに、日本と日本柔道整復師会のこれからを象徴しているかのようです。厳しい寒さを乗り越えた花はより美しさが増すように当会も必ず業界の期待に応えられるようになるでしょう。

日整イノベーション本部を中心とする日整の多くの取り組みは、正しくこれからの業界の未来を切り開くものです。情報の一元管理とソフト、ハードのインフラ整備により、業界の機構改革は大きく前進するでしょう。また昨年度より「匠の技 伝承」プロジェクト指導者養成講習会がスタートし、順調な滑り出しを見せています。そして今年は柔道整復療養費の料金改定があり大変注目されることです。一陽来復とともに業界に春が来ることを願わずにはられません。

広報部長 山崎 邦生

令和4年4月20日発行
公益社団法人 日本柔道整復師会
〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9
電話(03)3821-3511(大代表)

発行人 松 岡 保
編集者 山 崎 邦 生
制作・印刷所 株式会社外為印刷



Judo Therapist Code of Ethics

Widely recognized as a part of Japan's national medical system, Judo therapy has been passed down from generation to generation. With the aim of continuing the tradition and practice into the future, the following code outlines the philosophy of the practitioners of Judo Therapy, as well as its ideals and goals.

1. Practitioners of Judo therapy shall carry out their work with pride and responsibility, persisting in compassionately aiding humanity through their work.
2. Practitioners of Judo therapy shall endeavor to nurture the people as role models of the nation, while cultivating the spirit of Judo, as they have since the ancient times.
3. Practitioners shall endeavor to value cooperation and respect focusing on their work without acting above or below their positions.
4. Practitioners, while continuously striving for the improvement of the esteemed techniques in the study, they will treat their patients with earnestness, sincerity, and in good faith.
5. With this code, they will honor their entrusted duties, strictly keeping the confidential information obtained in the course of this business, and with all their effort, in the recovery of the patient regardless of race, religion, sex, and any other social status.

June 14 1987

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限らない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名譽を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

- 1、柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。
- 2、日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。
- 3、相互に尊敬と協力を努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
- 4、学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。
- 5、業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。